

平成19年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成19年3月6日(火曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

26番 中野秀敏 議員
28番 村端利克 議員
29番 川村正彦 議員
30番 福光哲夫 議員
31番 斉藤晃 議員
32番 武田利昭 議員
34番 三宅幹夫 議員
35番 小野寺一知 議員
36番 大久保光義 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

31番 斉藤晃 議員
32番 武田利昭 議員
34番 三宅幹夫 議員
35番 小野寺一知 議員
36番 大久保光義 議員

1. 出席議員(33名)

議長 33番 田中 之繁 議員
副議長 8番 林 寿和 議員
1番 宮田 久 議員
2番 佐藤 靖 議員
3番 竹中 憲之 議員
4番 岩木 正文 議員
5番 駒津 喜一 議員
6番 山口 祐司 議員
7番 日根野 正敏 議員
9番 木戸口 真 議員
10番 植松 正一 議員
11番 高橋 伸典 議員
12番 猿谷 繁明 議員
13番 黒井 徹 議員
14番 渡辺 宏治 議員
15番 田中 好望 議員
16番 野本 征清 議員
17番 佐藤 勝 議員
18番 谷内 司 議員
20番 熊谷 吉正 議員
21番 渡辺 正尚 議員
23番 東 千春 議員
24番 宗片 浩子 議員
25番 野々村 勝 議員

1. 欠席議員(2名)

19番 堀江 英一 議員
22番 栗栖 賢一 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊藤 矩康
書記 間所 勝
書記 久保 敏子
書記 佐藤 葉子

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
助役 今 尚文 君
助役 小室 勝治 君
総務部長 石王 和行 君
生活福祉部長 山内 豊君
経済部長 手間本 剛君
建設水道部長 松尾 薫君
福祉事務所長 中西 薫君
上下水道室長 関下 富士夫 君
教育長 藤原 忠君
教育部長 今 裕君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長		
市立大学	中尾裕二	君
事務局長		
監査委員	森山良悦	君

○議長（田中之繁議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

5番 駒津喜一 議員

18番 谷内 司 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告に従い順次発言を許します。

平成19年度島市政執行に当たっての諸課題について外5件を、木戸口真議員。

○9番（木戸口 真議員） 議長の御指名をいただきましたので、これより代表質問をいたしたいと思っております。

まず、凜風会を代表いたしまして、島市長並びに藤原教育長に質問いたします。新名寄市がスタートして1年が経過しようとしております。市長に就任され、新たなまちづくりのかじ取り役として奮闘されていることに敬意を表すものであります。旧市町の互いの歴史を理解し合い、まず均衡ある発展を求めるものであります。平成18年度予算は、旧市町の持ち寄り予算でありましたが、19年度予算は本格的な名寄市としての市民の生活、地域振興策、福祉対策、少子高齢化対策、教育、環境整備等の新名寄市総合計画に沿った初年度の予算になっております。島市長の執行方針の基本的な考え方は、市民本位のまちづくりを基本に、市民の融和と一体感の醸成に努め、合併してよかったと実感できるまちづくりに努めるとの決意を示されております。また、施策の推進には行政の不断の努力はもとより、まちづくりの主役は市民であり、市民と行政の協働によるまちづくりを基本理念として取り組む姿勢を示しておられま

す。これらのことをどう市民に伝え、具体的にどう進めるのかをお聞きいたします。

また、国における平成19年度の予算編成においては、これまでの財政健全化の努力を今後も継続して取り組み、歳出全般にわたる徹底した見直しにより予算配分の重点化、効率化を実施し、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額を極力抑制するとしております。地方に対する財政支援も新型交付税措置、社会福祉などの切り下げなど、三位一体改革により地方経済、生活環境は崩壊し、危機的状況にあります。当名寄市においては、厳しい財政状況から市長、職員の給与の削減にも踏み切り、綱渡りの財政運営となっております。使える財政調整的な基金も2年間でほぼ底をつき、合併特例債の年度を超えた繰りかえ運用をして、平成19年から22年の4年間をしのいで、23年度の財政の健全化を目指しております。そこで、所信表明及び今回の理事者の執行方針の中から大きく5項目について質問いたします。

1点目に、平成19年度島市政執行に当たっての諸課題について。平成19年度一般会計予算案は186億8,596万円であります。特別会計予算案、企業会計予算案の全会計の総額では、前年度対比4.8%増の399億7,652万円となっております。そこで、新名寄市総合計画が作成され、初年度を迎え、平成19年度予算案にどれくらい反映されているのか、今後の総合計画進行状況の進行管理などをどのように進めるのか、19年度地方交付税の推移、見込みと厳しい財政の中での合併による特例債、有利債の運用をどう考え、中期財政計画に結びつけているのかをお聞きいたします。

次に、行財政改革の推進について。8月、庁舎内で新名寄市行財政改革推進計画策定に取り組み、一定の素案ができ、各職場での論議や総合計画策定審議会、総務部会の意見をもらい、1月に策定がなされ、予算編成に生かされ、事務事業の大胆な見直しが必要との考えを昨年第3回定例会で答

弁されておりますので、お考えをお聞きいたしません。

2点目に、基幹産業である農業の振興について。我が名寄市の基幹産業は農業であります。国の目まぐるしく変わる農業政策により将来像も描けず、地域農業の前途は厳しい状況にあります。名寄市においても合併により農業分野のすそ野が広がり、相乗効果も多くあったと思うところであります。しかし、3年続きの豊作にもかかわらず、価格の低迷による影響は地域農業にとって厳しい状況にあり、これらの産地として独自性を持ち、安心、安全な作物を消費者に提供していくことが重要であり、名寄市の農業施策での取り組みに期待されるものであります。そこで、新名寄市農業・農村振興計画が策定されました。特に名寄市として目指す農業施策があればお聞かせ願います。

また、新規事業についてお伺いいたします。農業青年チャレンジ事業について、農家の子弟の自立した取り組みに対する支援とのことですが、事業の内容、趣旨をお聞かせ願います。

次に、農地・水・環境保全向上対策について。昨年第3回定例会の中でも道の予算からも平成19年度の名寄地区での取り組みは見合わせるとの考えを示されました。しかし、国、道の一部財政措置がなされ、名寄地区でも事業費が計上され、1地区の事業費が4,580万円を見込んでおられます。近隣市町村でも一部の地域での対応となっておりますが、名寄市として1地区での事業となった経過と理由、今後の事業について、対象地区への対応と取り組みについてお聞かせ願います。

3点目に、社会福祉、医療について。平成19年度名寄市の社会福祉について。国、道における財政状況から障害者、高齢者、生活保護者、弱者等に対する措置費の低下による市民に対する影響はどのようなものか、国庫支出金、道支出金などの措置費などのかわりはないのか、国保税の改正、介護保険事業の保険料の統一などどのようになるのか。また、国民健康保険平成17年度決算収入

未済額は、風連地区では約2,000万円、名寄地区では約1億7,200万円ありますが、約1,400万円の不納欠損額を出しておられます。平成18年度の推計は、また19年度の収入未済額、滞納対策の取り組みについてお聞かせ願います。

次に、道北のセンター病院としての機能を有し、市民に先端技術を整え、地域医療基地としての役割を果たしている名寄市総合病院の医療業務を4月、さらには10月にと2段階方式で民間委託しますが、今後まだ委託をする計画予定があるのか。さらに、市立病院整備事業の5億7,600万円の主な事業概要の説明と効果等についてお聞かせ願います。

また、精神科の医師確保について、昨年6月第1回定例会でも論議されましたが、いまだに医師確保にめどが立たないということはいかなるものかと思うものであります。固定医師は3月いっぱい任期と聞かるところですが、今までの経過をお知らせ願います。

次に、廃棄物処理対策について。昨年4月から完全実施となった紙製容器包装廃棄物の資源収集は、予定した収集量を下回る状況となりました。そこで、予定した収集量と現状の収集量を示していただきたいのと、結果として多くが炭化ごみや埋め立てとなっていることから、住民に対する徹底的な啓発、指導を行うとの考えを示されていますが、具体的な対策をお示し願います。

4点目に、商工業の振興について。風連地区に建設する道の駅名寄の整備基本方針が示され、センターハウスについては既存の民間施設との一体感を検討しているようですが、来春完成、オープンと聞きます。事業費約2億円の主なものは何か、特徴的なものがあるのか、運営方法はどうか、指定管理者によるものかと考えるが、店舗はどのくらい入るのか、市内の業者なのか、農産物の取り扱い、冬場の対応はどのように考えているのかをお聞かせ願います。また、利用料金あるいは使用料の設定の算出根拠は、年間どのくらいを

見ているのかをお聞かせ願います。

次に、ポストフル対策について。今や徳田地区に大型店出店予定の話題が名寄市の市民の声として賛否両論に分かれるところであります。なぜ昨年国の改正まちづくり3法が成立した5月以降での対応ができなかったのか。6月の市長の執行方針の中でも駆け込みが予想され、対応したいと発言されておりましたが、市長としてどのような見解をお持ちなのかをお聞かせ願います。

また、賛否両論がある中、行政は市民に的確な情報発信と説明が必要と考えます。今後も予想される出店、または出店できなかったときなど、いろいろな展開を想定して、市民にもっと情報を示すべきと考えるものであります。

また、訴訟になった場合について、法律では訴訟できても民事上での責任を問われることがあると考えますが、御見解をお聞きいたします。

さらに、19年度予算で今後の中心市街のまちづくりを掲げ、コンパクトなまちづくり対策の取り組みで商工業支援としてチャレンジ支援事業と中心市街地活性化基本計画の策定の考え方を示されましたので、考えをお聞きいたします。

5点目に、建設事業について。風連地区市街地再開発事業の今後について。風連地区においては、十数年にわたり中心市街地活性化について論議がされました。合併しても寂れないを思いに関係者の努力と住民の理解で実現に向けて進んでいるところであります。島市長も公約として掲げ、推進していただいているところであります。総事業費24億円とも言われ、約2ヘクタールの中心地が整備され、まさにJA道北なよろを中心としたコンパクトなまちづくりが進められようとしております。ここで、現在の状況と19年度の中で再開発事業補助金1億8,684万円が計上されているが、どのような事業なのか、今後の再開発事業のスケジュールはどう展開するのか、問題、課題等をお聞かせ願います。

6点目に、教育行政の執行について。昨年度は、

いじめによる子供の相次ぐ悲しい事件が数多く発生して、子供たちの教育の難しさを痛感いたしました。我が名寄市でも一部ではいじめというものが残念ですが、存在しているものではないかと思っております。昨年12月に道教委が行ったいじめに関する実態等調査の速報値が出ていると聞かるところですが、お知らせ願います。これらのことを踏まえた対応をどうしているのかをお聞かせ願います。

次に、学校教育の充実について。確かな学力と豊かな心を培う教育内容の充実に努め、適正な教育課程を編成、実施するとともに指導方法の工夫、改善することですが、具体策をお聞かせ願います。また、本年4月からスタートする特別支援教育について対応策をお聞かせ願います。

次に、風連中学校改築について。昨年度実施した学校校舎耐震化優先度調査の結果が2月に出され、これを受けて対象校舎の危険性等も検討し、適正配置計画の策定と並行しながら、平成19年度中に学校教育施設の整備計画を策定していく方針が示されました。風連中学校の整備計画をお示し願います。

次に、学校給食センターの現状について。昨年度風連、名寄両学校給食センターの統合問題が持ち上がり、数多くの論議がされました。私ども凜風会は、学校給食会の運営方式等の違いから、諸問題等のめどがつかない中での統合を目指す改築工事に反対したところであります。そのとき課題となったのが名寄市学校給食会の未収金、余剰金問題でありました。特に議会でも未収金についての対応などで論議がされました。その後、前年と比べて回収率がよくなったとも一部で聞かるところではありますが、そういう効果が出たのかをお聞かせ願います。

以上、壇上からの凜風会の代表質問といたします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。

木戸口議員から大きな項目で6項目いただきました。6番目の教育行政執行については教育長から答弁をしていただきます。順次私からお答えを申し上げます。

初めに、新名寄市総合計画の推進、そして市民と行政との協働のまちづくりを具体的に進めるため今日まで行われてきた公共施設の維持や環境美化として町内会、行政区による公園清掃や市街地の用水路への安全さくの脱着、花壇の造成、パークゴルフ愛好者の維持協力、河川道路愛護団体での環境整備など、まちづくりは市民との協働で、このような基本理念を今までも具体的に進めているところであります。新名寄市の総合計画を昨年策定をさせていただきました、19年度からこれらの今までの具体的な市民にいただいております協力体制をしっかりとつないでいきたいと、このように考えているところであります。また、災害等の迅速な機材、機器の提供、協力体制を地元企業とともに確立をしてみたいと、このように考えております。楽しいまちづくりや観光の振興を図るため、商店街連合会やNPO、観光協会との連携も強化をしてみたいと、これらの各種団体は、協働のまちづくりの核となるというふうを考えておまして、市民参加と行政運営のルールを定める自治基本条例の制定に向け準備を進めるとともに、市民と協働する仕組みであります地域自治区について検討を始めてまいります。また、市民全体に御理解をいただくために、広報、ホームページ、出前トークやまちづくり懇談会などあらゆる機会を利用して市民の周知に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、平成19年度予算案が新総合計画を受け、どのくらい反映しているかというお尋ねでございます。新総合計画の前期5カ年では、一般会計、特別会計、企業会計において実施計画の事業数196本、事業費概数で299億9,000万円と設定させていただきました。初年度の平成19年度予算案では、総合計画登載事業117本、50億

1,200万円と新規主要事業としては15本、約4,100万円を計上しております。

総合計画振興に対するチェック等についてでございますが、総合計画の進行管理を行うため、新年度に部長次長会議メンバーと主管課長による庁内推進委員会を設置し、予算との整合性と推進状況をまとめてまいります。進行管理につきましては、実質的には平成20年度から行っていくこととなりますが、新年度は総合計画進行状況のチェック機関として市民委員会を設置をしてみたいと。

次に、合併による特例債、有利な起債の運用についてお尋ねがありました。平成19年度の地方交付税は、新型交付税の影響が当初の試算段階で1億1,600万円というように積算をしておりますけれども、その後単位費用等も出てまいりまして、3月3日の新聞報道では6,700万円と、このように報道をされております。その中で、普通交付税で71億4,000万円、特別交付税で7億4,500万円と18年度の交付実績などを勘案して多少強気の見込みで予算計上しておりますが、合併特例債、過疎債につきましては借り入れ実績により元利償還額の70%が普通交付税に措置されるいわゆる有利な起債と、このように呼んでいるわけでございます。合併特例債は、合併後10年間で76億4,000万円活用することができず、平成18年度は2億850万円、平成19年度では3億2,270万円、過疎債は平成18年度は6億2,390万円、平成19年度では3億5,890万円を見込んでおります。新名寄市総合計画の前期計画を含めた平成18年度から平成23年度までの6年間で、合併特例債については29億円、過疎債は12億円程度想定をしております。過疎債は償還期間が12年と短いことから、償還期間が長く、施設の耐用年数に合った合併特例債の活用を優先することを効果的というふうを考えております。公共施設を延命させる改修工事等に合併特例債の運用を検討しておりますが、特例債

もすべて万能ということにはなっておりませんが、合併に寄与する必要な事業かどうか北海道庁の審査もあります。事業ごとに過疎債との調整を図りながら、総合計画の進行管理と連動させ、活用してまいりたいと考えております。

なお、北海道単独の合併支援策として、合併特例債の対象事業費5%相当額が地域政策補助金で交付されることになっております。

次に、今後の行財政改革の考え方についてであります。今回策定いたしました計画では、簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営、市民と協働の行政運営の三つの基本方針を定めております。その基本方針の簡素で効率的な行政運営の主な推進項目として、事務事業の見直し及び統廃合を決めております。平成19年度の予算編成に当たっては、原課における議論を踏まえて、合併の事務協議の中で方向づけをいたしました施設の統合に伴う給食センター管理運営や水稻試験地の運営業務などについて見直しを行い、管理の一元化による事務事業についても見直しを図ったところであります。今後は、行財政改革推進の中で事業の範囲、内容や効果を検証し、必要性を見直し、再編、整理、廃止、統合を進め、整理合理化に努めてまいります。

次に、大きな2点目、基幹産業である農業の振興について順次お答えを申し上げます。新名寄市農業・農村振興計画の策定に当たっては、上位計画であります総合計画及び道北なよろ農協が策定の名寄地域農業振興計画との整合性を図りながら策定をしたものであります。国は、平成11年7月に食料・農業・農村基本法を制定し、農業施策の展開を進めてきているところでありまして、WTO、FTA農業交渉が進む中、国内の情勢は大きく変化していることから、新たな食料・農業・農村基本計画を見直し、経営所得安定対策大綱に基づく重要施策として平成19年度から一つには品目横断的経営安定対策、二つには新産地づくり対策、三つには農地・水・環境保全向上対策が始

まり、これまで進めてきました価格政策から所得政策へと大きく転換が図られることになっております。また、4月から始まるオーストラリアとのEPA、経済連携協定による国境措置の交渉いかんによっては、本道の農業に及ぼす影響は甚大なものと考え、将来を見据えた農業経営を確立しなければなりません。特に農業者の高齢化、後継者不足など地域農業の行く末を考えると非常に厳しい状況にありますが、国の施策については生産者の合意形成を得ながら、効果的に活用してまいります。

作物においては、日本一のモチ米生産団地や北海道一のアスパラなど、これまでの取り組みを生かし、定時定量出荷や道北のクリーンイメージなどの販売戦略を構築して、産地間競争に打ち勝っていかねばなりません。また、土地利用型作物を中心に振興作物の推進を図り、施設園芸作物など農業振興センターによる調査研究を重ね、JA、農業者と連携強化を図ってまいります。

なお、将来を担う後継者や女性の意識高揚を図るための学習、研修する場の提供や青年の意欲を引き出すような施策を展開してまいります。あわせて北海道農業担い手育成センターとの連携で、新規参入の受け入れを農業者、地域の理解と協力を得て推進し、担い手の育成確保に努めてまいります。

計画の策定に当たっては、基本計画として第1に収益性の高い農業の確立、第2に多様でゆとりある農業経営の促進、第3に農業の担い手の育成と確保、第4に環境と調和した農業の促進、第5に豊かさと活力ある農業の促進を目標に実施計画を策定してまいりました。農業振興を目指す施策としては、新産地づくり対策、農地・水・環境保全向上対策事業、中山間事業、農業振興資金のほか、新しい施策として名寄産米振興事業、農村青年チャレンジ事業、グリーン・ツーリズム推進事業、農業振興システム定着促進事業、優良バレイショ採種事業を実施いたします。これらの施策は、

新名寄市農業・農村振興計画に基づき、総合的かつ計画的に推進をしております。

次に、農業青年チャレンジ事業についてお答えをいたします。農家子弟を対象に担い手の育成、確保対策として新規創設した事業であります。具体的には就農後3年を経過した40歳以下の農家子弟が所属する経営体から自立した新たな取り組みへのチャレンジを支援するもので、補助率3分の2以内、補助金上限額100万円としております。採択に当たっては、市、JA、農業改良普及センター等で構成する名寄市営農技術対策協議会の審査を得ることとし、採択された取り組みに対しては同協議会がサポート体制をとっております。また、商工業等の異業種を交えたグループも対象としており、新規作物等生産にかかわる取り組み、産直販売にかかわる取り組みなど、青年の豊かな発想とチャレンジ精神に期待をするとともに、近年毎年10名を超える農家子弟が就農している実態にあり、これら農家子弟の育成を図り、地域農業の担い手確保と農業の活性化を図っております。

次に、農地・水・環境保全向上対策におきましては、北海道の厳しい財政状況の中、方向づけに時間を要しておりました。名寄市の対応といたしましては、昨年9月よりこの対策について名寄市でしおがわ土地改良区、JA道北なよろと事務段階での協議を進めてまいりました。名寄市は、中山間地域等直接支払制度をほぼ全市的に行っていることもあり、本対策の地域での取り組みを行える体制があると判断し、全市的な取り組みとして7地区を設定し、平成19年度として約1万ヘクタール、交付総額2億2,000万円を北海道へ要望してまいりましたが、北海道の予算配分の中で全地域が採択という見通しがなかったために、全地区を平成20年度採択要望に変更してきております。ただ、本対策へ関係団体の強い要望等があり、また国の財政措置も方向が見えてまいりましたので、北海道は1月末に再度要望量

の取りまとめを行うと、このような情報が入り、急遽平成19年度はモデル的に1地区を申請することにいたしました。申請をする地区は、風連西地区として約1,400ヘクタール、交付総額4,580万円、うち4分の1の市負担、1,145万円を当初予算に計上したところでございます。風連西地区を優先とした理由といたしましては、本対策の制度上土地改良区が行っている維持管理業務への支援が地域活動指針の主なものとなりますので、土地改良区と協議し、中山間風連地区のサブ集落と土地改良区の水系がおおむね一致する点が大きな理由であります。

なお、畑及び草地が多い地区においては、地域が共同で管理すべき施設を特定することに時間がかかることもあります。一般的な国の補助事業ですと、地域へ十分な説明を行い、地域組織を立ち上げるところですが、北海道は3月末までに計画案を作成できる地区を優先することにしてあります。また、北海道の予算につきましてもまだ不確定なところがありますが、3月2日には名寄市農業振興対策協議会、去る5日には全市の中山間集落代表者会議に説明をさせていただいております。今後限られた時間となりますが、地域への説明と北海道への申請を並行して行ってまいります。

さらに、本対策への市の方針としては、平成20年度全地区採択を基本として努力をしております。

次に、3点目、生活福祉、医療についてお答えを申し上げます。各種福祉サービスと住民負担の今後についてお尋ねがありました。平成19年度北海道予算におきます保健福祉関係費は、前年比20.7%減の2,304億4,400万円が計上されております。縮減の主なものは、社会福祉施設整備事業費が36.1%減の15億1,888万円で、地域包括支援センター整備費や地域支援事業交付金、認知症対策総合支援事業費が盛り込まれるなど、市が直接受ける事業費では大きな影響はないものと考えております。

一方、国の予算の動向であります。平成19年度予算においてもこれまでの歳出改革路線を継承することになっており、一つには生活保護費については母子加算の見直し、所有不動産を担保とする生活資金の優先貸し付け、二つには介護医療サービスの供給コスト低減、三つには失業等給付に対する国庫負担の廃止など、雇用保険制度の見直しを行おうとしております。しかし、社会保障については、予算の重点配分分野として位置づけ、一つには被用者年金制度の一元化の推進、二つには社会保険庁の解体的出直し、三つには新健康フロンティア戦略の策定など健康寿命の延伸、四つには発達障害者に対する支援の推進を重点項目に掲げています。また、子育て支援では、一つには出産前後や乳幼児期における経済的負担の軽減を含めた総合的な対策を講ずる、二つには放課後子どもプランや保育サービスなど地域における子育て支援の推進、三つには仕事と子育ての両立が可能となる働き方の改革、四つには幼稚園、保育所の教育機能と幼児教育の将来無償化の検討、五つにはいじめ、不登校、児童虐待などへの対応を進めるとしております。社会保障関係費総額では、前年度比2.8%増の21兆1,409億円となっております。国の制度改正を含めた予算の動向は、直接市民生活に影響するものが多く、生活保護費の動向や介護保険制度や障害者自立支援法に共通する施設から在宅への動きが市民にとって窮迫した状況につながらないように、細心の注意を払ってまいります。

なお、障害者自立支援法の本格施行に伴い、平成18年度補正予算対応で事業主に対する安定運営のための激変緩和措置として、報酬の最低保障を変更前の80%から90%に引き上げ、通所サービス事業者の送迎助成や小規模作業所への補助、入所施設利用者への工賃控除などが週及適用され、19年度と20年度では通所、在宅サービス利用料の1割負担の上限額が現行の2分の1から4分の1に引き下げ、対象世帯の所得ベースについて

も600万円まで拡大する措置がとられております。介護保険料につきましては、名寄市第3期高齢者保健医療福祉計画、介護保険計画が統合されたことによりまして、風連地区に居住されている方の段階別第1号被保険者介護保険料の第4号から第6号に掲げる保険料がそれぞれ100円ずつ引き下げられ統一されたところであります。

次に、国民健康保険事業についてお答えをいたします。平成18年度の国民健康保険事業は、歳出では療養給付費関係支出を2カ月で約3億2,000万円程度の支出を残すところになっております。国保事業の傾向としては、昨年1月末の旧名寄市、旧風連町の主な数値を合算し、それぞれ本年1月末の数値と比較をしておりますが、世帯数で350世帯、率にして6.14%の増、被保険者数で283人、率にしますと2.59%増加となり、中でも退職被保険者は27.4%の増加が見られるなど、相変わらず国民健康保険への流入傾向が続いております。歳出の中でも療養給付費の総額では約1億3,605万円、率では14.8%の増になっております。特に退職被保険者にかかわる療養給付費の総体では1億5,523万円、率で38.3%と増加しており、被保険者の増加が療養給付費の総額を押し上げる状況になっております。歳入では既に国税の通常納期が終了し、随時に加入の被保険者及び納入が一部滞っている被保険者の徴収を進めておりまして、2月末では91.86%、ほぼ前年並みに推移をしております。国庫支出金及び道支出金の金額の一部を残し、ほぼ決定をしており、国税が5月末に前年度程度の収納率に達した場合は収支上は約3,000万円程度の黒字を予定をしておりますが、これはあくまでも見かけ上の黒字でありまして、本年度の歳入に基金繰入金1億4,283万5,000円及び前年度繰越金7,045万円を除く実質収支では1億8,300万円程度の赤字の決算になるものと見ております。

次に、19年度の関係について、特に自主財源

の取り組みについてお答えをいたします。国民健康保険事業は、事業を実施する財源を目的税である国民健康保険税に求めており、それ以外の特定財源として国民健康保険支払準備基金を準備しております。国民健康保険税条例に定めた税率により、被保険者の数や所得などで賦課額を決定しております。平成18年度については、まだ事業年度が残っておりますが、収納率は確定しておりませんが、2月末現在で一般、退職を合わせた現年度賦課分ではほぼ前年並みの数値で推移しております。平成17年度の北海道の各市の収納率については、最下位は札幌で84.10%、最上位は歌志内の96.64%ということで、名寄市は94.81%、全道5番目というところに位置しておりますが、これからはしっかりと収納対策については努力を続けてまいりたいと、このように考えているところであります。

また、1年以上の期間にわたり滞納をした方に対しては、滞納措置要綱により9月の保険証更新時期に短期証に切りかえるなどにより、短期証の更新を案内する中で滞納者と徴収部門の担当者の面談の機会をふやすよう努力しております。また、社会保険等他の保険から国保に入ってくる方に対する対応については、事業主に制度と加入手続を勧めるような連絡文書も差し上げているところでございます。今後とも自主財源確保に向け、収納率向上対策を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、生活福祉の中で市立病院の施設整備についてお答えを申し上げます。初めに、市立病院の医事課業務の民間委託について申し上げます。道内では多くの病院が既に民間委託として取り進めておまして、名寄市も新年度4月からこの医事課の業務について民間委託に切りかえようとしております。既に発注先が決まっておりますが、長年積み重ねた十分なノウハウを持っている企業でありまして、それらの事業については円滑に進むものと、このように考えております。これからの

病院経営にとり人件費の関係、あるいは効率化を図ることについては日常しっかりと取り進めていかねばならないと、このように考えておまして、今後も病棟クレークの配置、あるいは事務当直業務、滞納診療費の催告徴収など民間でできるものについて内部検討を進めているところでございます。

次に、市立総合病院の施設整備の関係についてお答えを申し上げます。少子高齢化と過疎化が急速に進み、また医療において地方における医師の不在が全国的な問題になっております。当市立総合病院の診療圏内でも医療機関の診療機能が縮小されてきておりますが、反面地方センター病院、当院としてはその果たすべき役割が増している状況にあります。このような背景と今後の病院の診療圏内の診療機能を見据えて、救急外来部門、ICU病棟及び医局の増改築を計画をしているものであります。計画では3月中に基本設計を終えて、6月までに実施計画を作成、その後確認申請などの手続を経て、8月ごろから工事に着工してまいりたいと、このように考えているところであります。外来救急とICU病棟の関連については、来年の夏ごろに完成を予定しているところであります。

次に、精神科の医師確保対策についてお答えをいたします。一昨年夏以降、北海道や道内の3医育大学に精力的に働きかけをしてまいりました精神科の固定医師確保につきましては、このほどようやく方向づけが見えてまいりました。現在の体制、固定医師1名、旭川医大の大学院生1名で診療を行うほか、旭川医大、旭川圭泉会からの出張医が外来及び土曜、日曜の入院を担当する体制が整いましたので、ここに御報告を申し上げます。

次に、廃棄物処理対策についてお答えをいたします。循環型社会の形成に向け、さまざまなりサイクル法ができておりますが、その中の一つに容器包装リサイクル法があり、この法律に基づき市民の皆様には資源ごみの分別排出をお願いしてい

るところであります。

御指摘の紙製容器包装廃棄物の収集処理については、平成18年度の収集量の目標数値につきましては、リサイクル協会に委託処理量239トンというふうに設定をしておりました。4月から1月までの収集量は75トンで、目標数量の約32%の達成でございまして、最終的には40%近くになるものと考えております。しかしながら、全体の排出ごみの中に含まれている紙製容器包装廃棄物の潜在量は、これらの目標数値の2倍に相当する量があるのではないかと推測をしているところでもあります。これまで以上に分別の徹底を図り、資源ごみの分別排出量の向上に努めるとともに、これまでも行っております町内会の総会あるいは各種会合等にごみ処理の内容等についての情報提供、あるいは広報、チラシ等を利用して市民周知に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、商工業の振興について、1番目の道の駅整備事業の運営方法と今後についてお答えをいたします。道の駅整備については、地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場として、かつ安全に利用できることを基本に本年7月に着工、平成20年2月に完成、4月オープンを予定しております。主な整備内容は、センターハウスを核として、その中には休憩、情報、特産品販売、レストラン、農産物直売所、24時間使用可能なトイレ及び国で整備をした駐車場の南側市有地を駐車場として拡張整備し、利用者の利便性を図りたいと考えております。隣接する企業のもち製造工場の見学通路整備などがこれからの事業として考えており、この道の駅の特質としてはもちにこだわった施設整備を目指しているところでもあります。

運営方法については、指定管理者制度による活用を予定をしておりまして、個店による販売方式ではなく、ブース方式による地場産中心の買い取り及び受託販売を想定しており、品数などについては指定管理者との協議を行ってまいります。ま

た、道の駅検討会議で協議を進めております名寄の特産品、名産品、野菜などを前提とした安全、安心な地場産品の提供を予定しております。また、農産物の冬期間対応については、加工品、貯蔵品の提供も考えており、地場野菜等品薄が心配される時期は工夫を凝らすなどして施設運営管理を図ってまいりたいと考えております。

利用料金の設定については、近隣の道の駅の料金を参考に常設の特産品、農産物等については上限率を売上金額の100分の20、常設以外の物販などは上限率を100分の30及び1平方メートル1日につき100円にしております。年間の使用料収入見込み等については、今後十分精査をしてまいります。

次に、ポストフル対策の今後についてでございます。まちづくり3法の一つである改正都市計画法は、平成18年5月に成立し、1年半後のことし11月施行となります。大型店の郊外進出により中心市街地へもたらす影響が大きいことから、床面積1万平方メートル以上の店舗出店に規制をかける内容となっております。その後北海道は、昨年7月に大規模集客施設の立地に関するガイドラインを設定したことから、名寄進出は難しいのではないかとこの想定をしておりました。率直に判断の甘さをおわびを申し上げるところでございます。

12月下旬にポストフル側から進出の意向が出されました。名寄市は、新しい総合計画に基づきコンパクトなまちづくりを推進するために、建築制限条例の制定に向けた住民説明会等を開いて検討を進めてきております。動きについては、逐次情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

なお、訴訟になった場合というようなお話がございましたけれども、先日の地権者等の中では御意見として進出をしない場合の買い取りも含めた要望等を聞かされているところがございます。専門的な御意見等を弁護士等も通じながらしっかりと対応したいと考えているところでもあります。

商工業支援のチャレンジ支援事業については、中小企業振興条例の見直しを図る中で新たな投資による事業展開をする場合の新規創業支援事業、既存の事業者が他に異なる事業展開をする場合の第2創業支援事業、店舗の新築、増改築、改装事業を行う場合の店舗支援事業として、いずれも100分の20の補助率で限度100万円の助成を市内全区域対象に支援することとしております。また、中心市街地活性化基本計画の策定に当たっては、商工会議所が中心となって組織する中心市街地活性化協議会を立ち上げ、十分連携を図る中で活性化基本計画の策定に取り組んでまいります。

次に、建設事業について、風連地区市街地再開発事業についてお答えをいたします。風連地区の中心市街地活性化については、商工会及び商業関係者の長年の懸案であり、風連駅前の4街区を再開発整備区域として事業の実現に向け、地権者の合意形成を目的に風連地区再開発促進期成会を発足させ、協議を重ね、29名の地権者の同意を得て、事業参加者の確定により整備区域は当初計画2.1ヘクタールから1.9ヘクタールに変更しております。事業費では参加地権者等の取得する床の配置、面積について意向の聞き取り、また調剤薬局、コンビニエンスストアの参入など、あるいは共同住宅戸数の変更等による建築床面積がまだ若干未確定が残っております。当初総事業費24億円というふうに概算を申し上げますけれども、なお流動しているということでございます。平成19年度の予算については、事業を支援するに当たっての庁内事務費884万2,000円と事業を実施する施行団体に事業に要する費用の一部を支援する補助金1億7,800万円を計上しております。施行団体が実施する事業内容は、事業を実施するに当たり都市再開発法で定める事業計画及び権利変換計画を定め、知事の認可を受けるもので、認可の申請に必要な調査設計計画の委託事業で測量、土地、建物等権利の調査及び評価、施設建築物の基本設計、実施設計、資金計画、従前

資産及び新資産の評価、権利変換計画作成等を実施し、知事に認可申請をすることとしております。

今後のスケジュールについては、地権者でどのような権利変換計画が望ましいのか、どのような運営形態が考えられるのか、そのための資金調達の方法はどうか、これら具体的な計画を作成するため、本格的な討議の場の準備会を設立します。準備会は、権利者の共同討議の組織であり、権利者の意見を集約し、検討が進み、7月ごろに知事に対して事業の施行認可申請を予定しております。8月に認可を受け、再開発事業で最も困難とされる現在の土地や建物の諸権利を新たに整備される土地、建物の上にどのような形に置きかえるのかについて権利者の権利調査に入り、2月ごろ知事に権利変換の認可申請を行う予定をしております。平成20年度から権利変換の認可を受け、補償、解体除去、建設工事に着手し、平成22年度完成の予定をしております。

再開発事業の特有な高度利用により、新たに生み出すことができる保留床を購入してくれる新しい居住者や営業する人の掘り起こしが活性化を図る上で課題となっております。また、個別の課題として、共同住宅については高齢者の入居も想定し、シルバーハウジングの機能を有する住宅とし、その戸数、規模の決定、入居者の確保、誘導などの取り組み等が必要であると考えております。風連地区の事業は、地権者の再開発への必要性の理解、盛り上がり、そして事業への参加の意思が固まり、事業を実施するところまでこぎつけることができました。ぜひ成功させ、風連地区市街地が将来にわたり発展し、にぎわいのあるコンパクトなまちづくりとなるよう事業推進に向け支援をしてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） おはようございます。

私からは、大項目6、教育行政執行についてお答えを申し上げます。

(1)、子供の教育の充実についてであります
が、まず初めに道教委が行ったいじめに関する実
態調査とこれらを踏まえた対応についてお尋ねが
ございました。昨年以來滝川市など全国各地でい
じめやいじめを苦にした自殺等が多数発生し、大
変心傷む思いをいたしました。北海道教育委員会
ではこのような事態を受け、昨年12月に全道の
小中高等学校全児童生徒を対象にいじめに関する
実態調査を行いました。その内容は、いじめの押
さえやいじめられた経験、あるいはいじめた経験、
またいじめ解決のための手だてなど多岐にわたっ
ておりまして、無記名によるアンケート方式で児
童生徒本人の意思に基づいて提出するものとなっ
ておりました。調査結果につきましては、北海道
教育委員会でも最終集計を行っているところで
あります。そのうち現在もいじめられていると
した児童生徒においては、緊急性が高いとの判断
から、特別に手作業による集計を行い、数値とし
ては不確かではあります、速報として1月に北
海道教育委員会が全道の集計数値を中間報告した
ところであります。それによりますと、札幌市を
除く全道の小中高、特殊教育諸学校を合わせまし
て2万303人となっております。割合でいきま
すと4.8%ということがございます。幸いにして
名寄市におきましては、緊急度の高い命にかかわ
るような内容のものはなく、日常からの各学校に
おける指導の成果であると考えております。

名寄市教育委員会では、これまでもいじめはど
こにでもあるとの認識のもといじめを未然に防ぎ、
深刻化させない取り組みに努めてまいりました。
昨年11月の名寄市独自の調査、また今回の道教
委の速報結果につきましてもそれぞれ臨時校長会
を開催し、各学校に対し日ごろから教育相談活動
の充実や学級指導を通して実態の把握に努めると
ともに、教職員の危機意識を喚起し、早期発見、
早期対応の充実を図ること、また保護者や関係機
関との連携に努めるよう指導してまいりました。
新年度におきましては、名寄市学校教育推進の重

点にいじめ解決について明記し、全教職員がいじ
め防止にかかわるなど、組織的な対応に努めるこ
としております。さらには、教育相談センター
の機能充実など心のケアを通して子供たちの健全
育成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、指導方法の工夫改善、特にチームティー
チングの具体的な成果等についてお答えいたしま
す。各学校におきましては、教育課程の編成に当
たり授業時数等の適切な配当や日課表の工夫、体
験的な活動を取り入れた基礎、基本の定着を図る
教育活動に努め、着実にその成果を上げています。
また、国際理解教育、情報教育、環境教育など、
今日的な教育課題の教育課程への適切な位置づけ
や一人一人の能力適性等に応じた教育活動などの
一層の充実を図るとともに、基礎、基本を重視し、
個性を生かす教育課程の編成、実施にも積極的に
取り組んでいるところであります。ただいまお話
のありました確かな学力の定着には、指導方法の
工夫改善、とりわけチームティーチングが大きな
成果を上げることから、本年度は小中学校を合わ
せて9名の教員の加配を受け、複数の教員による
きめ細かな指導を行うことによって子供たちにわ
かる喜びを味わわせるとともに、学ぶことの楽し
さを体得させ、みずから学ぶ意欲の喚起に努めて
まいりました。新年度におきましても、教科等の
特性や指導内容に応じて指導のプロセスや指導方
法の工夫に努めるとともに、子供たちの興味関心
や理解度など多様な学習実態に即応し、意欲的、
主体的な学習ができるよう国や道のあらゆる制度
を活用して教員配置の充実を図りながら、教育内
容のより一層の充実に向けてまいりたいと考えて
おります。

次に、平成19年度からスタートする特別支援
教育についてお尋ねがございました。特別支援教
育の推進につきましては、平成17年度に旧名寄
市が地域指定を受け実施したモデル事業の成果を
踏まえつつ、平成18年度におきましては名寄市
独自で全小中学校に校内委員会とコーディネータ

一を設置し、推進体制の整備を進めてまいりました。これまでに2回のコーディネーター連絡会議を開催し、制度のあり方について共通理解を深めるとともに、9月には各学校における実態調査を行いました。10月9日には保護者や一般市民120名の参加を得て、NPO法人ことばを育てる親の会北海道協議会主催の特別支援教育講座を後援するなど、校内外の研修会等の参加を促進して、特別支援教育への理解の深化に努めてまいりました。さらに、2月には児童生徒を対象とした専門家チーム会議及び巡回相談を開催し、より望ましい支援のあり方について検討をしてまいりました。このことにより推進体制の一定の整備が図られたことと校種間の接続や関係機関相互の連携強化など、地域の支援ネットワーク構築に向けた足がかりがつけられたことから、平成19年度におきましても新たにスタートする特別支援学級の充実を目指して、引き続き各学校における教職員や保護者に対して制度についてのより一層の理解の促進を図るよう啓蒙や研修の充実に努めてまいります。

また、保育所、幼稚園、小中高等学校などの校種間の接続を密にするとともに、名寄市立大学、市立名寄短期大学など関係機関との連携強化を通して地域支援ネットワークづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、(2)、風連中学校の改築についてお答え申し上げます。学校教育施設の整備計画につきましては、老朽危険校舎の改築、または大規模改造と昭和56年以前に建築された学校施設の改修、補強等による耐震化を図ることを目的に策定するものであります。国の安全・安心な学校づくり交付金制度による補助を受けるためには、この計画が必須の条件となっております。計画策定に当たりましては、20年、30年先を見据えた学校配置のあり方を基本に、市の財政状況等を勘案しながら、老朽施設の改築、改造事業と耐震化事業をどうバランスよく進めていくかという視点を持つことが大切であると考えております。

風連中学校の改築につきましては、新市総合計画前期5カ年の中で取り組む事業として、学校教育施設整備計画の中でも優先度の高い位置づけで検討してまいります。また、その具体化に向けて建設位置検討のための重要な要素でもあります風連地区における小中連携教育の取り組みについても可能な限り早い時期に小中連携教育から小中一貫教育への展望なども含めた今後のあり方を検討してまいります。

次に、(3)、学校給食センターの現状についてお尋ねがございました。学校給食センターの統合に関する経緯につきましては、市民の皆様には広報なよろ2月号でお知らせしたところでございます。また、統合に当たっての課題を協議する中で、現名寄市学校給食会における給食費の未納について多くの議論をいただきました。今年度現在までの給食費の納入状況は、例年同様98.1%の納付率となっております。現在各学校より未納世帯名簿の提出を求め、センター職員による戸別訪問を実施し、督促に努めておりますが、各保護者の皆様には議会議論、給食会等での話し合い、それらに係る報道等を通して学校給食の意義とその果たす役割についての御理解が深まっているもの、このように感じているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(田中之繁議員) 木戸口議員。

○9番(木戸口 真議員) ただいま市長さん、また教育長さんに御答弁いただきました。科目がかなりありますので、時間的なこともありますので、抜けるところもあるかもしれませんが、御理解をいただきたいと考えます。

まず最初に、協働の理念ということで、市民の協力、また協働によって今後まちづくりを進めていくということなのかなと考えておりますし、今後予定されております自治基本条例の制定、またあるいは地域自治区のこういった取り組みを前提にしながら進めていくのかなと考えております。そういったこれからの流れ、自治基本条例と、ま

た地域自治区のこれから進む形、スケジュール、ちょっと簡単に教えていただければと考えております。

それと、19年度の関係の予算です。総合計画の中の19年度どのぐらい占めているのかという私の質問だったのですけれども、継続事業等が117本ですか、前期の5年間の中の196本のうちの117本、継続事業が多いということなのですけれども、全体の数でいうと12.5から12.6ぐらいのパーセントで占めているのかなと考えております。それで、総合計画の進行状況、庁舎内で次長、部長ですか、そういった中で見ながら、また部外者においては市民委員会を構成してチェックしていくというお話だったかと思えます。20年からということですが、この構成委員と、あと市民にそういった進行状況をどう公開していくかということをお知らせ願いたいと思えます。

あと、地方交付税の推移と見込みということでお話ししたのですが、地方交付税、ことしの予算書見ると78億8,500万円、前年対比で6,400万円プラスということで承知していたわけですが、先ほど市長の考え方の中に意外と強気の交付税の見込みをしたと。大抵今どこの市町村もやはり交付税の見込みというのはかなり厳しくとらえていると思えます。昨年の名寄市も交付税かなり厳しく見て、1億6,000万円ぐらい基金に戻したかと思うのですが、なぜことしこういった交付税の見込みを、例えば新型交付税ですか、そういったものが若干見込みと違ったという部分でプラスしたのか、どうしてそういった強気の見込みをしなけりならなかったのか。そして、7月の時点で交付税の見込み割れはないのか、その辺ちょっともう一回お知らせ願いたいと考えております。

あと、こういった厳しい財政の中で特に特例債、有利債を使っていくということは、12月にも示されました中期財政計画の中でもそういった有利債を使って、普通建設債、延ばすときは30億円

ぐらい使うのだというお話しされていたかと思うのですが、前回に示された中期財政計画では28億円ぐらいと言っていたのですが、今回29億円ぐらいになるだろうと。それで、全体で29億円、そして過疎債も利用して12億円でしたか、12億円程度使っていくのだというお話だったかと思えます。これいろんな意見ありまして、何ぼ有利債でも借金だという市民の声もありますし、中期財政計画の年間償還ですか、償還計画も今たしか45億円ぐらい年間支払いあるのかと思えますけれども、最終的に5年後はちょっとあれだったのですが、300億円ぐらいの起債になるということだったと思うのですが、そういった財政計画にものっとった中の有利債を運用したという考えでよろしいのか、その辺を確認したいと思います。

あと、行財政の改革の推進ということで挙げたのですが、新名寄市行政改革推進計画策定ということで昨年から取り組んで、各職場内、または総合計画の策定審議会の総務部会の方にも提案されて、事務事業の大胆な見直しが必要だということで昨年の第3回の定例会の中でも答弁されているわけですが、先ほど聞きますと施設の統合だとかそういったものでまず事務調整するのだよ、一元化するのだよというお話で、ちょっと聞くと大胆だという発想の割には私にはちょっと、そしてこれからまだ調整するのだということが余りにも大き過ぎると思うのです。昨年これだけ、何回審議したかちょっと私も承知はしていませんけれども、その審議の回数と、やはり大胆な事務事業の見直しをするといった割には私はインパクトないと、そしてまたこれから協議すると。そういった意味では、どういう大きなところを越したら、そうしたらどういふ大きいところにこれから進むのだということを示していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

あと、職員の資質は重要な課題であると行政改革の中でもうたっているのです。執行方針の中に

も職員の資質向上は重要な課題で、職員研修等の充実に努めていくと。この真意は、私が思うところには、職員はもちろん研修や何か資質を高めるのはこれはもう常識なのですけれども、そういった中でここでうたっていることは今後どのような考え方があるのか。資質向上に努め、職員研修を充実させるということを執行方針の中にもうたっていますので、これは行政改革の中のまた一つだという考えだとは思いますが、これあたりも考え方をお知らせ願いたいと思います。

あと、農業関係についてちょっとお話ししたいと思います。基幹産業は、私は農業だと思っています。それで、新名寄市農業・農村振興計画が策定されて、担い手対策、いろんな大きな項目で、ちょっと私も資料ないもので、そういった部分で承知できなかった部分もあるのですけれども、やはりわかりやすくこれから名寄はどうやって取り組むのだというものが、全体像だけ光ってそこら辺がちょっと私見えなかった部分で、それでそういったものも含めて、市長とこれからの名寄の農業振興についてちょっとお話しできたらと思いますので、お話ししたいと思います。

私は、風連地区が入ったことによって本当に農業が基盤となる産業となったと思います。それで、やはり地産地消というのですか、風連と名寄で水田と畑といろんな要素のいろんないい作物が十分あるわけです。それで、昨年ウルチ米については、名寄になかったけれども、ウルチ米あって、こめごころですか、そういったネーミングつけて、地産地消ということで取り組んで、デパートや何かでも風連のウルチ米が販売されているわけですが、こういったことからアスパラだとかバレイショとかいろんな要素の農産物がありますので、こういったものを市として地産地消をやったり名寄市民に理解してもらえるような運動を強くこの振興計画の中に、振興計画でなくてもいいのですけれども、そういったもの取り組んでいただきたい。例えばですけれども、市立病院の食堂ありま

すよね。あと、民間もあります。民間の食堂もあります。自衛隊の食堂もあります。そういったところにこの地元には大変おいしい豊かな農産物がいっぱいあるのだということを、それを推進することによって、例えば大学もそうですけれども、大学は今度700人ぐらいの体制になると思うのですけれども、いろんな地域から本当に果ては沖縄から来るかと思えますけれども、そういった子供たちが4年間の間にいろんな食堂で食べたり、そういったことからまた広がっていく。土別は早くから地産地消を取り組んでいると私は考えています。そういった意味で、この19年の中でも、今からでも結構ですので、そういった地産地消、大きな島市政の取り組みとしていただきたいと考えますので、御答弁をいただきたいと思います。

また、農業関係では新規事業、農業青年のチャレンジ事業ということで、これは一つは新規就農で、新規というか、Uターンしてきて3年、また40歳以下ということで、大変いい取り組みかとも私も考えておりますので、ぜひとも多くの方がそういったチャレンジできるような方向で取り組んでいただきたいと考えています。

次に、農地・水・環境保全向上対策ということで、できればこれはもう19年度に全地区、7地区ですか、全部やっていただきたいのはこれは市民の声だとは思いますが、しかしながら道や何かの関係でこういった取り組みしかできなかったと。聞くところによると、共同支援事業ということで、土地改良区や何かにそういった業務を委託できる部分もあるし、用水路や何かの修理、農道の保全だとか、そういった意味では個人にお金が入るわけではなく、土地改良区に入ることによって全体の負担が減るということもあり得ますので、ぜひともこの事業をスムーズな流れで、今3月と言っていましたので、どこも大変だとは思いますが、今回西地区にその適用がされたということで、これは20年には全体でということですので、いいモデルとなるように取り組ん

でいただきたいと思います。

また、社会福祉と医療関係については、道の影響は余りないだろうと。しかしながら、国のいろんな制度が削減された中では大変厳しいものがあるというようなお話だったかと思います。その中で一つ私が思うところがありまして、これから介護保険だとか障害者自立支援だとかそういった削減によって施設から在宅へと、そういったことが、介護保険もそうなのですけれども、医療型が廃止された中ではそういった軽度の体の不自由な方がなかなかいる場所がない。これは、テレビなんかで老老介護とよくやっているのですけれども、本当にこれがこの地区でも現実になってきたのかなと。それで、ほかの方に会うと、本当に施設入れてほしいけれども、うちのばあちゃんどこにも入るところないというようないろんな声が聞かれるので、それで名寄市の中で総合計画の後期ですか、の中でケアハウスの建設も予定されていたと思うのですけれども、これも民間か公営でやるのかまだ決まっていませんけれども、こういったものもやはりこういった状況を踏まえた中では前期にでも取り入れながら進めていただければと思うものであります。これについても御見解をいただきたいと思います。

それで次に、ちょっといっぱいあるもので、病院の関係で、道北のセンター病院としての名寄市立病院、大変役割は重要ですけども、しかしながらなかなか歳入ですか、赤字も出ています。しかしながら、道北の住民の皆さん方の健康を守るためには私もこれは仕方ないことだと思っておりますし、今度そういった意味で5億7,600万円ですか、かけた中でかなり整備される、こういうことで、もう十分市民にも理解を受けながら進めていただけるものだと思います。

それで、一番問題だったのかなと思うのですけれども、精神科医の医師確保です。先ほど市長のお話聞きますと確保したと。それで、入院の関係、今50床だと思うのですけれども、それも確保で

きたのか、その辺もお聞かせ願いたいと思うことと、また50床以上の入院も可能になるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

あと、廃棄物処理対策について、これ昨年から名寄も紙製容器包装廃棄物の資源収集が始まったわけですけれども、風連は早くから、もう何年か前にやっていたと思うのですけれども、予定したより収集できなかったというお話も出ておりますし、執行方針の中でも住民に対する徹底的な啓発、指導を行うとの考えとあるのですけれども、これは私に言わせると住民にばかり求めて、住民に徹底したって、やっぱり自分たちの行政の進め方によって問題あるので、この住民に対して徹底という言葉は私はいかがなものかと。やはり行政の怠慢の部分もあるので、住民に協力を求めながら、先ほど言った協働という言葉もありますけれども、こういったことで考え方をそういった考え方に変えて進んでいただきたいと思います。

あと、商工業の振興ということで、道の駅ということで、名寄の玄関となることで大変規模も膨らんできたのかなと思います。そうして、特徴的なものはもちにこだわる施設整備を行うということで、私もそういった感じでいいかと思えます。しかしながら、運営は指定管理者制度を使うと。そんな中で、販売、施設運営、管理すべて任せると、その辺ちょっともう一回確認したいのと、道の駅の検討会議ありますよね。この役割はどういうふうな役割を今後するのか、その辺ちょっと確認したいと思えますし、また利用料金の設定についても、この間条例であったと思うのですけれども、これあたりもやはり十分検討して、最初ですからなかなか料金設定って難しいと思えますけれども、この辺も十分近隣や何かと調整しながら出していただきたいと思います。

あと、もう一点というか、もう少しあるのですけれども、ポスフルです。これは、大変大きく名寄市民が賛否両論に分かれるところです。それで、先ほど島市長はおくれた部分は判断の誤りも

あったかと思うというお話だったかと思えます。これは、私たちも執行方針の方でこういった書き込みをということで申していますので、そこで対応できなかったということはやはり多少なりの判断の誤りがあったかと私は思っておりますし、今後私もここに質問したように住民に情報提供していただきたいと。住民はまだ悩むところがいっぱいあるのです。その中で、正直にやっぱり住民に周知していただきたいと私は考えております。それで、建築制限や何かについても住民説明会を行いたいというたしか執行方針の中に出ていたかと思うのですけれども、公聴会かなという部分はあったのですけれども、これからどのように情報提供して、説明会を行うというのたしか執行方針の中にも書いてあったかと思うのですけれども、それらについて御見解をいただきたいと思えます。

あと、もう一点ポスフールの関係で、訴訟になった場合の、場合ですからこれはまだ、先ほど地権者の人と話し合っているということで、地権者側からもしそうなった場合土地の買い上げ云々という話も出たということなのですからけれども、この辺についてよく言われていることは、法的には勝っても民事的には意外と道義責任や何かがつくというお話があるのですけれども、その辺の見解を伺いたいと思えます。

教育問題はこの次にします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何項目か再質問をいただきました。質問の中で、まちづくりの基本的な理念についてこれからどのような取り組み、市民に対する取り組みを進めるのかということかと存じます。現在自治基本条例をつくるべく職員の若手のグループでございまして、二十数名、勉強会を立ち上げておりまして、もう既に7回ほど講師等呼びながら勉強会を進めております。私は、この自治基本条例の制定というのは、市民の皆さんに参加をいただいて、名寄市の憲法とも呼ばれておりますけれども、そうしたものをしっかりと

時間かけてつくっていききたいと。その前に職員が心構えとしてしっかりとしたものを取り組んでいききたいということでの考え方を持っております。

地域自治区に進んでいく過程の中で、既に町内会連合会、行政区長会議等の中でも提案をさせていただいておりますが、皆さん受けとめ方はいろいろ多様でございまして、現在の旧名寄市で申し上げますと町内会の上にそのような組織をつくって屋上屋にならないかと、こういうような御批判もいただいております。私は今まで説明させていただいている中では、近年特に子供あるいは高齢者を取り巻く犯罪等も含めて、あるいはそういう危険な状況というのが地域に潜在しているわけでございまして、こういう見守りですとか、あるいは助け合いだとかということについては、一町内会だけでは完結をしないと。やはり一定の地域連帯型でいろいろな仕組みをつくっていかねばならない、こんなふう考えているところでございまして、このことについては自治基本条例をつくる中で地域自治区の枠のとり方等も含めてしっかりと議論をさせていただこうと、こんなふうに思っているところでございます。

次の19年度の予算の関係などについてお話がありました。5年間の総合計画では約300億円ということでございます。できれば60億円程度を5年間で300億円というふううまく事業費を盛りつけることが理想なのですが、現在の総合計画の中で緊急度の高いもの、あるいは合併のときの協議の経過、こういうことも含めてそれぞれあるわけでございまして、しかももう一つは自由に使える財源と、こういうことでございます。したがって、これらの中身についてはお答えを前段させていただきましたように19年度の予算では総合計画の登載事業の中では50億円程度を織り込んだということで御理解を賜りたいと、こんなふうに思うところであります。

それから、これらの総合計画の進行状況等について、実は旧名寄市の取り組みの中では総合計画

に携わった策定委員の方が非常に総合計画に対する関心も高いわけでございまして、こうした総合計画の策定等に携わった方の中からこれらの進行管理も含めて委員の委嘱をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。実質的には20年度ということになりますけれども、しっかりと事業の効果等についてもそうした中に公表して、市民の皆さんにもお知らせをしていきたいと、こんなふうを考えているところであります。

次に、地方交付税について、算入の概要についてお話がありました。確かに平成19年度から地方交付税の総枠向こう5年間程度の方向を国の方では示しながらも、新型交付税という面積と人口要件をベースにした算定に一定の割合を持っていくと、こういうようなことでございます。昨年の年末に一定の試算で算定をして、さらに修正を加えてということで、まだ確定というふうに思っておりませんが、3月3日の報道では当名寄市は減る方の高い方にランクをされていると、こういうことであります。その後の新聞報道等を見ておきますと、全国の町村では一定の面積カウント等の比率の中で係数を調整した結果大きな減額にならないと、こういうような報道もありまして、私どももこれからもしっかりとこの地方交付税制度が財源保障と調整機能とをしっかりと兼ね備えた制度として残っていくように、これは私ども地域で実態を訴えながら、制度の修正をかけていくと、こういうふうを考えて、決意をしているところであります。

特に強気の読みというのは、単位費用というのは6月ぐらいまで出てきません。今大学の学生1人当たり幾らというような数値については、これは全国的に影響のする数値ではないのです。所在している公立大学は、県立の関係、市町村立の関係、わずかでございまして、これらは現在が高水準できているというふうにとらえておりますが、場合によってはこれらの単位費用等については変わると、切り込まれるということも想定をされる

わけでございまして、現在の平成18年の数値等を参考に見ているということを含めてそのように表現をさせていただいております。

次に、合併特例債、過疎債の運用につきまして、お話がありましたように事業で有利な起債であっても借金であることに間違いはありません。ただ、償還をするときに交付税の算入等があって、総体の借金のボリュームはありますけれども、償還時にそういう有利性があるということで、これらの組み合わせをしっかりと行っていく中で、総合計画全体の普通建設事業等の中でこの起債の充当を取り組んでいくということで御理解をいただければと思っております。

行財政改革の中では大胆な見直しということで表現をさせていただいておりますが、非常に市民の皆さん今までのサービスの維持等について大変強い気持ちを持っておられる実態がございます。農政等の振興策につきましても、従来の支援策に対する変更について理解をいただくのに時間がかかるという実態があります。しかし、私は合併をして新市になって、まさにゼロからのスタートだと、こういうような気持ちで予算の査定をする際も担当者の皆さんとしっかりと議論をしながらしておりまして、指摘をされるように余り大きな成果ではないのではないかとということでは場合によっては時間をかけての改革と、こんなふうには修正せざるを得ないという実態もあることも御理解をいただければと思っております。

次に、これらを進めるについて、あるいはまちづくりについて共通いたしますが、職員の資質の向上ということでもあります。御案内のように平成12年から地方分権の時代になりました。自己決定、自己責任ということで、これはまず施策をつくる、あるいは練り上げる段階で職員がいかにそういう見識を持つかということが重要になっているわけでございます。従来は国の施策の中からこれをやろうと、あるいは北海道の施策の中でこれ

を取り組もうと、こういうような形で政策というものがつくられておりましたけれども、これからは名寄ではこれをやりたいのだという、そういう提案型になるわけでございまして、これらを含めて職員の能力を高める、こういう取り組みを日常ふだんに行っていかなばならぬと、こんなふうに思っております。

農業振興については、木戸口議員の御提案と申しましょうか、私も同感でございます。特に青年が新しいものに取り組んでいく、リスクを恐れずということにはもちろんなりませんけれども、これらの取り組みについては大きな成果だけを追求するのではなくて、その意欲を助長するというところで、予算的には限界がありますけれども、新年度で計上させていただきました。特に地元の農畜産物を市民の皆さんに愛用いただくという取り組みについては、これからはしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、農業・農村振興計画の中でもこのことについては織り込ませていただきました。

農地・水・環境の関連では、すべての地区を一気にというふうに時間的に対応し切れないという、こういう苦しいところがあります。現在共同で施設管理等をやっているこのウエートの高いところについては、既存の体系の中で取り組めるということもありまして、新規に畑あるいは草地等の地区については、どのような施設をどのような共同管理で事業化するのかと、こういうことも含めて構築が必要だと、こんなふうに考えているところであります。

福祉の関係では、特に高齢化が進行する中で介護病床等ベッドがこれから国の医療費全体の政策の中で廃止をすると。そして、これらの高齢者がそれではどこへ行けばいいのですかという実態があります。老健施設の整備をするといっても、まだ明確にどうするというような指針が出ておりません。かけ声だけはそういう施設から在宅へということを高らかに言っているわけでありまして、私

どもも社会福祉協議会で行っている在宅サービス等をしつかりと対応しながら、これらの施設整備のチャンスを逃さず整備計画を打ち立てていきたいと、こんなふうに考えております。

病院の関係は、ここ2年間内科の特に循環器呼吸器科の医師が充足されなくて苦しい思いをさせていただきまして、また精神科の後補充もできないという状況ができましたけれども、平成19年度は循環器が1名増という体制を図る見通しにあります。小児科につきましては7名体制ということで、1名は士別の日勤に差し向けるということで、士別の病院がサテライト病院のような形になるわけでございまして、こうしたセンター病院に対する北海道の医師のスタッフ等の重点化ということを受けて、救急医療の診察体制、あるいはICUの体制、医局の整備と、このことを苦しい状況ではありますけれども、整備を図ることによって今後医師が安定的に体制をつくれるのではないかと、このようなことを含めて整備を図ろうとしているものであります。

精神科の入院の関係については、昨年1月以降入院患者の調整等をして現在50程度の入院で体制をつくっておりますが、この体制で続けていくということでございます。

廃棄物の関連につきましては、御指摘のように現在の今の日本の文化と申しましょうか、紙製容器といいましてもマークがついているもの、素人判断をすればこれは紙製でないかだとか、いろいろな判断に迷うような容器がたくさんあるわけでございまして、市民の皆さんにこのことをしっかり理解をしていただかないと、出していただいた紙製容器をまた手をかけて仕分けをしているという実態があります。これらのことにつきましては、私はもっとシンプルなものに日本の包装というものが進化をしていかないと、末端の排出をする市民と、それからその自治体が本当に力を入れてこの廃棄物処理に多大な税金を、あるいは有料化等で負担をいただいている財源を使っていくこと

になると、こんなことを考えておまして、これらはあわせて取り組みをしていきたいと考えております。

道の駅の関係では、まだ未確定の部分がございます。指定管理者制度をとっていきたいということで、指定管理者からもこれらの運営方法について提案というのが当然出てくるわけでございまして、私どももこの国道40号で何力所か道の駅、先輩で事業展開しているところがありますし、近年オープンしているところもあるわけでございまして、そういうところとのバランスの問題も含めて内部協議をさせていただいております。指定管理者がしっかり決まっても、行政としては今回構築しております検討会議、こういう皆さん方の意見を協議を重ねる中で本当に名寄の道の駅が通過の客、あるいは名寄のこの地域の皆さんの元気の源になる拠点になるように、発展するように取り組みをしっかりとしていきたいと考えております。

ポスフールの関係では、現在非常に市民の皆さんの中では期待感と、それから具体的にまちづくりの将来を考えて心配をする両極に分かれている感があります。それぞれの立場の皆さんの考え方はかなり固定的な状況になっているのかなと。しかし、私はこれまでも市民説明会の中でも申し上げておりますけれども、3年、5年という余り近視眼的な物の見方ではなくて、やはりまちというのは中心市街地が中心になって発展をしなければ、その市街地という形態は意味をなさなくなると。幾ら車社会の時代であっても、中心街の果たす役割、あるいは広域的な商業ゾーンといいますか、そういうことをどう地域できちっとした構築をするのかということ、これはしっかりと考えていただいて、結論を出していかねばならぬと、こんなふうに思っております。

訴訟の関係は、今回は市が受けることに立場上なると、こういうことであります。そういう意味では、出店の予定者から恐らく準備をしたことに

対する損害を含めた訴訟というものが出てくるのではないかと、こういうことがありますし、またもう既に用地として地権者の皆さんが交渉に当たっては間違いなく買いますよと、こういうことでそれらの一部代金を受けているわけでございまして、居住を移転をするための手当て等をしているという実態も聞かされております。そういうことも含めて、非常に私ども過去に経験のしたことのない課題に今現在直面をしているわけでありまして、これらについてはしっかりと議会の皆さんの御指導もいただきながら、私どもも専門家の御意見等をしっかりと学習をしながら対応してまいりたいと、こんなふうに思っているところであります。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） ただいま市長の方から答弁をいただいたわけですがけれども、特にポスフールの問題については、いろんな意見がありますし、また市の今進んでいる状況もわかりますけれども、しかしながら住民によりの確な情報を、また説明する場をやはりしっかりと設けて今後ともしていただきたいと考えます。

それで、教育関係について、もう時間ないのですけれども、いじめ等のいろんな問題ありますし、またチームティーチングですか、これは風連が早くから取り入れて、風連の子供たちの学習の成果が大変上がっているところだと思います。それで、合併によって名寄市でもこういうチームティーチングを取り入れた中で学習能力が上がっているかと私も思います。それで、全体的に通してことしの教育長が目指す教育を語っていただいて、私の代表質問といたします。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私の教育行政執行方針でも申し上げましたが、特に学力の向上にかかわりましての今の御質問かなと、こんなふうに考えました。

名寄市教育委員会では、まず基礎学力の向上ということで、一つには読書の励行を挙げてございます。これは、すべての子供たちにかかわる大変大切な学力を構築する土台になるものと、こんなことを考えておりました、読書の励行を新年度も挙げさせていただきます。

もう一つは、やはり学校での学習をしっかりと身につけるためには家庭での学習も大切であるということから、家庭における学習習慣の確立も引き続き挙げさせていただきます。この家庭学習の定着にかかわりましては、やはり保護者が学習に対する意識を高めるということも大切な営みでございます。学習イコール私はやはり子供たちの健全育成につながるもの、こういうふうにとらえていきたいと考えているのであります。そういう総合的な教育活動を学習を通して保護者がしっかりと見ていくことも大切ではないかということで、この2点は引き続き挙げさせていただきます。

さらには、基礎、基本の定着という観点から、ただいま木戸口議員のお話のとおり指導方法を創意工夫すること、特にチームティーチングなど今の子供たちの興味や関心、あるいは学力に応じた学習をしっかりと進めていく。かつては七五三という言葉がございました。小学校でもわかる子は7割とか、中学校では5割、高校ではもう3割しかわかる子がいないと、こういうのがございましたが、こういう七五三という言葉の払拭でございます。そういう意味ではチームティーチングで理解の遅い子はそこに先生が行って、個別指導を重ねながら一つの授業を構築していく、こういうことも大切であると。そういう意味では国や道のいろんな制度を利用しながら、現在名寄市は加配を15名いただいております、さまざまな形で。これは、管内でもナンバーワンかなと、こう自負しているところではありますが、こういう形でやはり子供たちの学習をしっかりと定着していきたい、こういうことを基本と考えております。

○議長（田中之繁議員） 以上で木戸口真議員の

質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成19年度市政執行方針について外9件を、小野寺一知議員。

○35番（小野寺一知議員） 御指名をいただきましたので、通告に従いまして、市政クラブを代表しての質問をしてみたいというように思います。

まず、平成19年度市政執行方針についてお伺いをいたします。日本経済は、昨年10月から12月期の国内総生産、GDPが年率4.8%と高い伸びであったことをベースにして、先日の日銀の政策委員会、金融政策決定会合で政策金利を0.25%引き上げて年0.5%にすることを決定いたしました。個人消費と物価動向とともに改善の見通しがついたとのことからであります。地方にとっては、とりわけ北海道においては経済状況の好転等全く感じられない状況の中での金利の上昇は、今後に対してさらなる不透明感が増したと考えるばかりであります。また、世界的な異常気象が続いている地球規模の気象の変動は、将来に向けての不安が大きく懸念されるのであります。

このような中で、風連町と合併してから早くも1年を迎えようとしております。名寄、風連の分庁方式も少しずつ市民への理解度が増してきたようでもあります。合併後の新名寄市は、市民の融和と一体感を早期に実感できるまちづくりに向けて努力しているところでありますが、行政課題の多い中であって今年度の行政運営のポイントをどこに置いて進めるのか、その考えについてお伺いをするところであります。

また、国や地方の財政は、依然として厳しい状況にあります。三位一体の改革、地域経済の低迷

等、財政状況の予測さえもできない環境の中での名寄市の財政運営は、非常に厳しいと言わざるを得ないのでありますが、19年度はどのような考え方で行財政運営を続けていくのかお伺いをするものであります。

合併後の10年間の総合計画が多くの市民の協力で策定され、先日の臨時議会で決定されました。今後はその計画の推進に向けて確実な対応が必要と考えるのでありますが、総合計画の初年度に当たり、どのような見解を持ち、実行していくのかお知らせをいただきたく思います。

平成19年度予算についてお伺いいたします。国の地方財政計画が前年度比で微減の83兆1,300億円と6年連続の減額となり、伴って地方交付税も前年度比4.4%減額の15兆2,000億円と、骨太の方針2006の初年度予算が編成されました。経済の回復のおくれる北海道、そして地方自治体にあっては新型交付税が導入されるなど、国税五税から地方交付税として配分する法定率分が堅持されたとはいえ、依然として厳しい財政状況になることは申し上げるまでもありません。このような中で名寄市の19年度予算は編成されましたが、今年度予算を編成するに当たってはどのような考え方及び方針のもとで進められたのかお伺いをいたします。

また、19年度予算は、厳しい地方経済や雇用に対してどのような面で配慮されたかお知らせをいただきたく思います。

本年度予算を組むに当たって5億9,000万円の基金取り崩しが行われましたが、19年度末残高では18年度末を上回る27億3,100万円の基金残高の予測となっておりますが、今年度の推移について、また今後の基金に対する考え方など財政の見込みを含めてお伺いをいたします。

市政執行方針では、今年度の予算は市民及び職員の融和促進と均衡ある発展を基本に編成したと述べられておりますが、商工費、土木費における道の駅整備事業や風連地区市街地再開発事業等は

そのウエートが高く、市民の目線で考えると突出していると見えますが、その考え方についてお伺いをするものであります。

次に、行財政改革についてお伺いをいたします。行財政改革については、旧市町とも早い時期から改革に取り組み、その成果は大きく、市町村の財政運営に大きく寄与してきたものと考えております。しかし、長引く経済の低迷や厳しい国の財政状況は三位一体の改革となって、地方にできることは地方に、民間にできることは民間にとの観点から、国は平成12年に行政改革大綱、17年には地方公共団体における行政改革の推進のための新たなる指針を策定し、新しい視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要であると示されているのであります。

名寄市の財政状況は、例を挙げて申し上げるまでもなく厳しい状況にあり、基金を取り崩しての予算編成等、綱渡り的な財政運営であると言わざるを得ないのであります。昨年3月27日に風連町と合併し、協定に基づく約束事、新総合計画の着実な推進、高齢化に伴う社会福祉ニーズの拡大等々、多くの懸案事項と課題について進めていかなければなりません。限られた財源の中で、これら課題の解決と推進は非常に厳しい状況にあります。さらに、今後の財政運営の展望は、平成19年度から導入される新型交付税を初めとする第2期三位一体改革はさらなる地方の自立化、交付税削減の方向で進展されることが予測されるのであります。このような状況の中では、新名寄市として早急な行財政改革に取り組み、将来市民が安心して暮らすことのできる基礎づくりを進めなければならないと考えるのであります。このようなことから、昨年の合併以降今日まで行財政改革についてどのような方針で進んできているのかお知らせいただきたく思います。

また、現在新名寄市行財政改革推進計画素案が各職場段階で検討され、進められているようですが、この計画はいつごろに決定されるのか。

また、計画の期間と成果についてどのように考えていられるのかお知らせいただきたく思います。

また、昨年の合併協議会の議論の中でも合併効果の重要な位置づけとして効率的な財政運営が大きな目的でもあったと思うのでありますが、効率的な財政運営に対する見解と今後の考え方についてお知らせいただきたく思います。

次に、市立総合病院についてお伺いいたします。名寄市立総合病院は、道北第3次医療圏の地方センター病院として上川北部医療圏を初め宗谷、網走、留萌の各管内からも患者が搬送され、入院、外来の合計は18年度見込みで35万5,000人を超える北北海道の中核病院であることは申し上げるまでもありません。2004年度から始まった新人医師に2年間の臨床研修制度が導入されたことにより、大学病院からの医師の派遣中止や引き揚げなどで道内107カ所の自治体病院等、地方の病院に大変な苦勞と財政負担が増している状況であります。市立総合病院も例外ではなく、循環器系内科医師の不足や精神科医師の問題等を抱え、患者の減少に苦慮していると考えられます。地域医療を崩壊させないためにも、研修制度を決定した国は地方の医師確保に対する対策を早急に進めるべきと考えられます。このような状況の中で、名寄市立病院の運営状況と18年度決算の見込み及び精神科医師の確保と他の診療科の状況についてお伺いするものであります。若干この件について先ほどの木戸口議員と重複する部分がありますので、そこら辺は重複を避けて答弁いただきたいというふうに思います。

また、小児科の医師増や救急外来部門、ICU病床の新設等、病院の増改築について執行方針で述べられておりますが、17年度決算で33億8,900万円の赤字を出している状況と名寄市の財政状況を総合的に考えると、後年度負担に対して危惧されるのでありますが、病棟増改築計画の必要性和その概要、増改築にかかわる事業費と国や道の補助、そして増改築後の運営状況の試算を

どのように見ているのかお知らせいただきたく思います。

次に、農業政策についてお伺いいたします。昨年は、全道的に天候不順や台風による水害、竜巻等、局地的に被害が多発いたしました。上川管内においては好天に恵まれ、水稲においては2年連続の豊作となりましたが、米価の低迷、野菜は輸入野菜の影響で価格不安定、酪農においては生産抑制に追い込まれるなど、農業経営は依然として厳しい状況に置かれております。今年度からは、戦後最大の農政改革と言われる品目横断的経営安定対策がスタートし、また日本や北海道農業にとって重要な課題である対豪州とのFTA、自由貿易協定やEPA、経済連携協定交渉が進められているのであります。本道の重要農産物である米、小麦、乳製品、牛肉、砂糖等の関税が撤廃されると、道農政部試算によると農業関連産業を含めて北海道経済に与える影響額は1兆4,000億円とも言われております。さらに、品目横断的経営安定対策は、関税差益を予定していることを考えると、国の政策に大きな影響が予測されるのであります。

このように厳しい環境の中で、名寄市は総合計画とともに農業・農村振興計画を策定いたしました。新名寄市は、合併によって名実ともに基幹産業は農業となったのであります。全道180市町村で見ると、農業戸数では840戸となり5位、作付面積では水稲で3,290ヘクタールで6位、うちモチ米においては2,840ヘクタールと日本一の団地であり、アスパラガスは206ヘクタールで第1位、カボチャは579ヘクタールで第2位にランクされ、その他にも智恵文のバレイショ、多様な野菜、SPF豚など安心、安全で他に誇れる農産物でありますことは申し上げるまでもなく、御理解をいただいていると考えられます。市政クラブとしては、この優位性を生かし、地域農業をしっかりと振興することが名寄市全体の振興につながるものと考えられます。このよ

うなことから農業振興政策について何点かお伺いをいたします。

日本一のモチ生産地として、PRの問題ではありますが、現在は伊勢の赤福等品質のよさから厚い信頼を得ておりますが、さらなる販路拡大や知名度アップを進めることによって農家経済に反映できるものかと考えるのでありますが、見解についてお知らせいただきたく思います。

野菜の導入による経営の安定対策について。さきにも申し上げましたが、全道で1位、2位のアスパラ、カボチャのさらなる振興について課題と新たなる振興作物は考えられるのかについてお伺いをするものであります。

施設園芸の振興については、農家も高齢化、後継者不足で規模拡大が急激に進んでいる状況にありますけれども、農村地域の健全な姿を考えると集約的営農も一方では重要であると考えます。これは、初期投資が必要な経営でもあることから、これらに対する支援政策についての考え方についてお伺いをするものであります。

地産地商についてお伺いをいたします。地域で生産した産物を地域で消費しようというのが以前からの地産地消でありましたけれども、地消の字を消費の消から商に変えることは、ホテルや飲食店、製造業等を含めてできるだけ地元の生産物を使用していただくということからの言葉であることを理解いただきたく思います。これは、既に農村助成等々活発に行われておりますけれども、消費者との連携や製造業、ホテル等の連携などを含めて地産地商に向けての行政としての考え方についてお知らせをいただきたく思います。

次に、商工業の振興についてお伺いをいたします。昨年12月末からポスフル問題はまちを2分するほどの大きな話題となり、その対応には行政も議会もウエートが高かったものと考えます。私ども市政クラブは、国のまちづくり3法、北海道の大規模集客施設の立地に関するガイドライン等、コンパクトなまちづくりに向けて国や道がこ

れらの改正や策定が必要となった背景を含めて、道庁へ出向いて研修してまいりました。結論として、平成16年の商業統計調査では市内の小売店売り場面積4万5,121平米に対する大型店面積は2万2,440平米と大型店占有率が約50%にある現状の中で、さらに2万2,301平米が加わると66.4%の占有率となり、その影響は各面において予測のできない事態が出現すると思われるのであります。新名寄市として策定した総合計画の推進にも影響が懸念されるのであります。このようなことから、市政クラブとしては将来の名寄市のために、そして道北地域の振興のためには大型店の出店計画には反対を表明したのであります。

執行方針に述べられておりますように、コンパクトなまちづくりに推進するための施策や商工業の振興に対する取り組みなど報告されているのであります。私は、旧名寄市の中心市街地活性化計画については、数年前から話題となり、平成16年にはTMO推進委員会が設立され、協議が開始されたと認識しているのでありますが、その後の経過を見ると遅々として進んでいないのであります。この面だけで考えると、魅力ある商店街づくりや人を集める努力がなされていないとも言えるのではないかと思うのでありますが、現状を改革し、何としても中心街に人を呼び込む努力を商工会議所が中心となり、行政が手助けをする中心市街地活性化計画の現状についてどのような状況にあるのかお知らせいただきたく思います。

また、コンパクトで住みよいまちづくり推進のために、名寄市都市計画用途地域の徳田工業地域について土地利用の見直しを図り、工業地域特別用途地区を設定する方針であります。北海道のガイドラインに基づく特別用途地区の考え方は、きめ細かな用途規制により土地利用を誘導し、用途地域を補完する制度であると明記されております。このことは用途地域と重ね合わせて指定することによって、土地利用の増進や環境の保護を図るものとなっているのであります。特別用途地域を設

定することによって土地利用の増進が図られると考えているのでしょうか。また、建築制限条例を設定する予定であります。徳田地区の工業地域をできるだけ本来の工業施設立地区域の姿に戻す計画であります。今日までこの地区に設立された工業施設がどの程度であったかを見ると、今後の地域の開発は夢にも出てこないであります。私は、特別用途地域の指定をし、建築制限条例による網かけをする以上は、行政としてこの地域に対して何らかの施策を持って地域住民や地権者に対して理解を得るべきと考えるのでありますが、網かけをすることによって開発が進むと思っているのか、また将来にわたっての行政施策についてどのような見解を持つのかお知らせをいただきたく思います。

次に、冬期雇用研修制度についてお伺いいたします。さきにも述べましたように、北海道の経済環境は依然として好転しない状況の中、とりわけ道北地域においてはなおさらの感が強い労働雇用環境であります。昨年夏、季節労働者に対する制度の改正が明らかになり、緊急に上川北部市町村雇用問題対策協議会として季節労働者に対する制度の充実、特例一時金制度の現状維持について北海道知事、道議会、北海道労働局に要請活動を行ったのであります。名寄市雇用問題対策協議会も8月27日に大集会を開き、季節労働者、雇用主、そしてその影響を受ける商店街からも実情を訴えていただき、地域一丸となって取り組みをしてきたのであります。議会としても昨年9月定例会において季節労働者の特例一時金現状維持に関する意見書を提出し、地域における危機の回避に向けて積極的に対応いたしましたことは御承知のとおりであります。現在の名寄公共職業安定所管内の概況によりますと、受給者数は約3,000人弱と予測されるのであります。調査によりますと、特例一時金が現在60%支給の50日から30日になる予定ですが、19年度からは激変緩和で40日の支給となり、そして冬期講習の8万8,000

0円はなくなるようであります。国は、今後の問題として（仮称）地域協議会を立ち上げ、冬期労働の派遣を検討しているようでもあります。その費用は、市10%、道10%、国80%と仄聞するのでありますが、お知らせをいただきたく思います。

また、通年雇用をする場合は国の奨励金が企業に出されておりますが、全額でないために現実には非常に難しいと聞くところであります。行政としての市や道と協議の中で支援制度を制定すべきと考えるのでありますが、見解についてお伺いをいたします。

次に、継続懸案事項についてお伺いいたします。高速道路については、毎年度の代表質問でも取り上げ、その進捗状況についてお伺いをしているのであります。昨年の2月に国土交通省は士別剣淵、士別名寄付近までの12キロについて緊急に整備すべき区間として方針が出され、それに基づきまして調査測量等が予定されていたところであります。その後の状況と本年度の計画及び予算がどの程度見込めるのかお知らせいただきたく思います。

また、全線の完成が待たれるところであります。その取り組みと要望活動についてもお伺いするものであります。

サンルダムの早期本体着工についてお伺いをいたします。最近の異常気象は、地球温暖化による気象変動であることは申し上げるまでもなく、気象変動に関する政府間パネル、IPCCがまとめた報告書では今世紀末の地球の平均気温は1990年に比べて最大で6.4度も上昇するとされ、これまでの予測を超えたスピードで進展すると警告しております。我々の住む地域においても、昨年の10月8日の集中豪雨では名寄川の水位が上昇し、洪水注意報が出たことは申し上げるまでもありません。最近の傾向としては、大型台風は日本海を北上し、北海道に上陸する頻度が多くなってきていることは事実であります。このような状

況の中で、サンルダムは計画では2008年度に完成の予定でありましたが、環境調査等で時間を要し、いまだに本体着工に至っていないのであります。昨年12月25日、天塩川流域委員会は20回の会議の中からサンルダムの建設に賛成多数で終結いたしました。このことは流域住民にとっては安全で安心できるダムの建設に向けて一歩進んだと期待をしているのであります。先月の27日にはダムの早期着工に向けての公聴会が行われたことは御承知のとおりであります。早期着工に向けて現状と今後の対応についてお知らせをいただきたく思います。

次に、新天文台の早期建設に向けてお伺いをいたします。新天文台の早期建設については、市政クラブの要望事項として数年前から要望し、また市民からも多くの声が寄せられていることは御案内のとおりであります。このことから、新総合計画の前期計画に位置づけがされたものと期待しております。このようなことから、4点について質問してまいります。

まず、建設計画に対して新年度予算に1,300万円が計上されましたけれども、多くの市民が待ち望んでいた課題でもあり、完成が待たれるところであります。北大大学院との協定締結による連携等取り組みの状況と建設に当たっての想定される金額や財源について見解をお知らせいただきたく思います。

現在の施設は老朽化も進み、一年でも早い建設が求められると思います。また、一方では鏡を磨くのに一定程度の時間がかかると仄聞しているのでありますが、完成年度の目標をどの辺に考えられるのか。市長の任期中に完成を目指す考えについてお伺いをいたします。

在籍する技師の観測能力は、御承知のとおり全国的にも高く評価されております。また、世界の天体観測施設の多くは欧米にあり、半日の時間差がある日本での発見の確認作業等、海外からも期待が持たれていると聞いております。それらの成

果が情報発信源となり、多くの市民からも関心を持たれるようになったことは大変うれしく思うのであります。このようなことを考えるとき、観測と一般観望が両立することが望ましいと思っておりますけれども、施設の規模を含めどのような施設をイメージするのか、見解についてお知らせいただきたく思います。

予定地とされるサンピラーパークでは、カーリング施設を持つ交流館は予想以上の市民が訪れ、にぎわいを見せております。報道では大手旅行会社が旭山動物園などを含むツアーの一環として利用されたと言われておりますけれども、市民の利用とともに交流人口の増加にも積極的に取り組み、サンピラーパーク全体が経済効果としてつながっていくことが望ましいと思うのであります。新天文台の交流人口に対する見解をお知らせいただきたく思います。

次に、バイオエネルギーへの取り組みについてお伺いをいたします。バイオエネルギーについては、地球温暖化に対する環境問題への対応や石油資源の埋蔵量の減少からくる先行き不安、価格の高騰など、また現在の生活環境は石油資源なくしては考えられない時代であることもあって、各地においてバイオエネルギーへの取り組みが注目されているのであります。北海道では十勝地方においてこの研究がいち早く取り組まれております。上川北部においても昨年の後半から道北型アグリエネルギー研究会がスタートし、この2月初旬には上川地域連携会議の中でバイオエタノールの共同研究について話し合いがなされていることは申し上げるまでもありません。札幌市がことしから廃油燃料化について具体的に行動を起こし、市内数カ所に廃油の回収拠点を設置し、バイオディーゼル燃料、BDFに再生し、公用車への利用を検討する方針であります。BDFは、ディーゼルエンジン車にそのまま使用でき、馬力もほとんど変わらない上に、排ガスから有害な硫黄酸化物がほとんど出ないのであります。名寄市としてバイオ

エネルギーに対する取り組みと将来に対しての見解についてお伺いをいたします。

また、私ども市政クラブは、昨年10月3日、山形県の村山市に視察研修をしてまいりました。村山市は、総合計画21世紀夢プランのもとでバイオマス資源を最大限に活用し、持続的に発展可能な環境と産業が両立したまちを目指して取り組んでいるものであります。バイオマスタウン構想として多くの取り組みをしております。廃食用油はBDF精製し公用車に、食品廃棄物は堆肥化して園芸に、下水汚泥は堆肥化して公園に、建設発生木材は熱供給プラントを経て温水としてエコロジー住宅団地へ、間伐材、製材所残材、河川支障木等は木質バイオマス発電として発電など、多岐にわたっての取り組みであり、昨年3月には内閣府ほか6省で構成されるバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議により10団体が認定され、その1団体に入っているとのことでもあります。

私ども市政クラブの研修での結論は、早急に取り組めるバイオエネルギーについては食用廃油のバイオディーゼル燃料化、BDFであると確信し、今回の発言となったのであります。食用廃油を回収し、BDFに再生するには再生機器が必要になりますが、価格は800万円程度と伺っているところであり、食用廃油はペットボトルにて回収しているとのことでもあります。人口2万7,000人の村山市で、BDF500リッターの生産で近郊からの回収を含めて年2,000リットル程度の生産をして、公用車の燃料として利用しているとのことでもあります。名寄市としても環境問題を初めとして各面における影響を考えると、具体的な取り組みと計画に対する目標を持って進むべきと考えられますが、見解についてお伺いをするものであります。

次に、駅前開発事業の取り組みについてお伺いをいたします。さきの大型店問題での議員協議会でも申し上げましたように、中心街に、そして駅前に市民やショッピングセンター等に集まる人々

を少しでも呼び込む努力をするべきであると述べさせていただきました。そのためには子供からお年寄りまで、学生や主婦も含めたすべての世代の多くの人々が集まり、町中ににぎわいを誘導する必要があります。市政クラブとしては、駅前にある市有地の有効活用を図るべきであると考えております。駅前市有地の活用については、バスターミナルを包含した物産館等の話題が出ておりましたが、現在どのような考え方でいるのかお伺いをいたします。

また、公営住宅マスタープランの見直しについては、ことし4月から実施すると執行方針で述べられておりますが、今までの都市計画や住宅マスタープランにこだわることなく、真にコンパクトなまちづくりを考えるのであれば、まちなか居住について積極的に対応すべきであると考えております。考え方についてお知らせをいただきたく思います。

私たち市政クラブは、駅前市有地に駅前から市立病院までの人の流れをつくりたいと考えているのであります。その施設として、(仮称)駅前総合ビルを建設し、市民すべての世代の交流拠点を提供することによって多くの人が集められると考えております。総合ビルの内容は、子育て支援センターや高齢者が集い、交流できる生き生きサロン、ミニ図書館としてのサテライトなど、市民の健康づくりや読書文化を創造できる場所、若者の活発な活動を促進する場所、そして市民の草の根文化の育成、支援できる小ホールも視野に入れて集め、あわせて上階にはまちなか居住を図っていくためにも公営住宅マスタープランの中にこの構想を入れていくべきと考えております。まちなか居住については、北洋跡地利用の議論もあることから、商店街の連携を密にしながら進める中で、総合的に多くの市民が集い、町中ににぎわいをつくり出すことができるような施設づくりが必要と思うのであります。建設費については、北海道のコンパクトなまちづくりに向けた基本方

針によると、中心市街地への都市機能を集積するための支援内容を見ると、幾つかの該当する部分があります。また、私は合併特例債や過疎債等の有利な起債の活用について積極的に考えるべきと思うのでありますが、御見解についてお知らせをいただきたく思います。

次に、教育行政執行方針についてお伺いをいたします。教育基本法が1947年、昭和22年の制定以来初めて昨年12月15日に改正されました。このことは、執行方針の中でも述べられているとおりであります。我が国と郷土を愛する態度を養うとの表現で愛国心を表現いたしましたことは、日本国民として当然であります。改正法は、前文と18条で構成され、前文では公共の精神をとうとびとうたわれて、2条で愛国心の態度について明記されたのであります。国を愛し、社会の変化に対応した新しい理念のもとで公共性や道徳心を重視し、養うといった面から考えると、改正は遅過ぎたとも言えるのではないかと考えるのであります。

また、年が明けて教育再生会議が総会を開き、第1次報告を決定し、安倍総理に提出いたしました。教育委員会制度の見直し、ゆとり教育の見直しや授業時間を10分増加させる等々であります。私は、今年の質問でゆとり教育が学力の低下を来しているのではないかと質問した経緯からも、非常に関心を持ってこの会議の推移を見ております。また、再生会議では高校での社会奉仕活動必修化による規範意識の育成等を柱としているところも注目するところであります。私は、この規範意識の育成は、道徳に合わせて小中学校にも必要と考えるのでありますが、考え方についてお伺いをいたします。

また、ゆとり教育の見直しについては、週5日制の見直し論等ありますので、一概に申し上げることはできませんが、優秀な人間を育成するのか、立派な人間を育成のかなどの考え方によって議論の統一が図られるものと思います。名寄市の

教育をつかさどる教育長は、これら教育基本法の改正や再生会議の考え方についてどのように考え、今後の名寄市教育行政をどのように進めていくのか、考え方についてお伺いをするものであります。

執行方針でも述べられておりますが、2月6日、名寄市小中学校適正配置検討委員会が教育長に答申されました。名寄、風連地区に16校の小中学校が配置されておりますが、10年前の生徒は3,429人で、現在は約1,000人減の2,350人とのことであり、20年後には1,700人に減少すると予測されております。小学校が集中する名寄地区市街地5校の再編が必要とされたのでありますが、校舎の老朽化による改築、改修、耐震化等について加味しながらの再編計画となることを考えると、今日までの議論経過から老朽化、耐震化診断等について既に結論が出されているのかどうか、またそれらを参考にしながら、校区や通学区域の再編整備についてどのように見解を持つのかお知らせをいただきたく思います。

次に、子どもの読書活動推進計画についてお伺いをいたします。子供の読書活動については、学校での朝読書など鋭意取り組んでおりまして、それなりに成果は上がっているものと確信していたところでもあります。読書は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、また人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないと言われております。平成13年12月、子どもの読書活動の推進に関する法律が公布、施行され、基づいて平成15年11月には北海道子どもの読書活動推進計画が策定されました。これら国や道の基本的な考えを踏まえ、名寄市子どもの読書活動推進計画を策定しようとしているところでもあります。家庭や地域、図書館や学校など多くの場所でいつでもどこでも自主的に読書ができるような環境整備を図ることを目的としているのであります。計画は、平成19年から23年度までの5年間とし、必要に応じて見直すとなっております。体制の整備については、民間団体や

関係機関との連携協力、子どもの読書活動推進連絡会議の設置等々考えておられるようであります。読書活動の推進に当たって、家庭での読み聞かせや親子で読書を楽しむ環境づくりへの取り組み、地域における読書活動の推進等々、読書活動の推進に向けた取り組みを考えていられるようではありますが、家庭における取り組みへの協力が絶対的な条件となることから考えまして、この計画を推進し、子供たちが真に読書に親しむようにするために具体的にどのような取り組みを計画し、進めようとしているのかお伺いをいたします。

また、今日まで行ってきた朝読書等の活動については、どのような成果があり、今後どうするか等を含めてお知らせをいただきたく思います。

読書を通して親子が地域との触れ合いを持ちながら、社会体験を積み、多くの人とコミュニケーションを図っていくことは、子供たちの人格形成の過程の上では今日的な社会環境から考えると大変重要なことと考えるのであります。そのためにも子供たちがこのような機会に触れる読書スペースの整備を進め、みずから読書に親しみ、親子で楽しむことのできる環境整備が必要であると強く感じるのであります。見解についてお伺いをするものであります。

以上、この場からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） ただいま小野寺議員から大きな項目で10項目御質問をいただきました。この中で、7項目めの継続懸案事項の中で新天文台の早期建設に向けて、さらに10項目めの教育行政執行方針については、藤原教育長からの答弁とさせていただきます。

平成19年度市政執行方針について以下順次お答えを申し上げます。新市のスタートとなりましたこの1年間は、旧名寄市、旧風連町から引き継いだ事業や施策が主なもので、新市に必要な事業として、また新市建設計画の位置づけを確認しな

がら実施をし、着実な歩みを進めることができたものと考えております。また、地域懇談会や合併記念式典など各種イベントの実施により、徐々にではありますが、市民の融和と一体感の醸成が図られたものと認識をしております。今後もお互いの歴史を尊重しながら、新たな一つのまとまりとして進んでいかなければならないと心しているところであります。

平成19年度の行政運営のポイントについて御質問がありました。一つは、市民との協働であります。市民や企業、NPO、市民活動団体などの協働のあり方、仕組みづくりを進めていかなければならないと考えております。二つ目は、行財政改革の推進であります。歳入の確保や歳出の見直しを行うなどの行財政改革を徹底することで、より一層効率的な行政運営を図り、多くの行政需要に対応できるよう総合計画で予定した事業を実行していきたいと考えているところであります。三つ目は、産業の振興であります。建設産業の振興や農産物の付加価値向上などによる基幹産業の農業の振興、交流人口の増加による観光振興というふうと考えております。

次に、平成19年度の財政運営の考え方についてお答えを申し上げます。平成18年3月27日、旧名寄市、旧風連町の合併は、お互いに厳しい財政状況の中で生き残りをかけて合併を選択し、新市としては初の通年予算になります。これからの財政運営については、国などの動向を見ても大変厳しく、より慎重な財政運営が求められると考えますが、合併して間もなく1年がたとうとする中で、まずは心の合併が大切と考えております。過大に地域を意識し過ぎることなく、市民の交流をしっかりと広げていきたいと、このように考えております。合併してからこの1年のイベントの中で、老若男女を問わず多くの市民及び職員の交流が進んでおります。これからも旧名寄、旧風連といった地域感覚を持たない新名寄市の市民としての自覚が芽生えるような、さらなる交流が必要と

考えております。

合併しても財政状況がよくなるということではありません。合併支援策によって一時的には大変なゆとりを持てることになるわけですが、これらはまず長続きはいたしません。私は、合併によってさまざまな能力を持った多くの市民と職員が合体したことがこれからのまちづくりに貴重な財産と、こんなふうを考えているところであります。

国は、平成19年度から歳出歳入一体改革を推進し、国主導の大幅な歳出削減は地方財政の二極化が進み、地域間格差は拡大することになりました。今後も歳入が減り続ける状況の中では、組織のスリム化を含む行財政改革は重要で、市民への適切な情報を提供し、市民と協働でまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、新総合計画初年度の計画推進に向けてということであります。平成19年度本市の将来像として総合計画に掲げた自然の恵みが人と地域を育み市民みんなで創る心豊かな北のまち・名寄を目指して新しいまちづくりのスタートの年と考えております。向こう5年間の具体的な事業を示す前期実施計画においては、厳しい財政状況を踏まえ、選択と集中の基本方針のもと緊急度の高い事業を厳選し、約200本の事業を盛り込んだところであります。平成19年度は、117本の事業実施を予定しているところであります。なお、これまで同様3カ年の実施計画をローリングする中で財政計画との整合性を図り、事業の展開を図りたいと考えております。また、総合計画がどの程度進んでいるかという進捗状況の管理等も必要ですので、庁内推進委員会の設置とともに市民による委員会も設置し、市民参加によるまちづくりを進めてまいります。

また、このような総合計画の市民周知につきましては、先ほども申し上げましたが、総合計画のダイジェスト版を市の広報とともに全戸配布させていただくとともに、出前トーク、各種懇談会、ホームページなどで広く知るよう努力をしてまい

りたいと考えております。

次に、平成19年度の予算について、編成に当たっての考え方を申し上げます。地方分権が進む中で、市民へのサービスの範囲と地域住民の役割との調整を図り、過大な負の遺産を後世代に残すことなく、年度間のバランスをとり、適切な事業選択と公債費管理による住民福祉の増進に努めていかなければならないことと平成19年度予算は旧両市町の住民及び職員の融和促進と均衡ある発展をもとに、既得権や既成概念にとらわれず、挑戦者の志、ゼロからのスタートで合併特例債や過疎債を有効活用し、新名寄市の基礎を築くべく通年ベースで予算編成に当たるよう指示をいたしました。名寄市の各会計予算案は、前にも述べましたように市民及び職員の融和促進と均衡ある発展をもとに地域経済、雇用にも配慮し、道の駅整備事業、戸籍電算化事業、市立総合病院整備事業、風連地区市街地再開発事業、農地・水・環境保全向上対策事業、民間活力を利用した住宅リフォーム促進助成事業などを盛り込み、総合計画に基づき編成いたしました。また、合併特例補助金の国の追加補正予算が平成18年度可決されたことにより、合併特例補助金対象事業を1億3,700万円平成18年度補正予算に前倒し計上することといたしました。これは、実質平成19年度執行でありまして、両市町で懸案事業の多くを予算化できたものと考えております。

次に、地域経済に配慮した予算編成となったかというお尋ねでございます。平成19年度の一般会計の普通建設事業費は19億3,031万6,000円を計上いたしました。対前年度比15.5%の減となっておりますが、しかしこのほか市立総合病院整備事業で5億7,600万円、合併特例補助金対象事業で6,500万円予算化いたしましたので、一定規模の予算は確保できたと考えておりますし、具体的な事業につきましては道の駅整備事業、風連地区市街地再開発事業、市立病院の整備事業、戸籍電算化事業、大学グラウンド及び周辺

環境整備事業、文化センター整備事業、住宅リフォーム促進事業などを実施し、厳しい地域経済が少しでも活性化するように配慮いたしました。特に住宅リフォーム促進助成事業は、平成19年度から21年度までの3カ年を実施計画としており、住宅の改修工事費に対し助成することで既存住宅の改修を促進し、市民の快適な住環境の創出と市内中小建設業の振興、ひいては雇用につながるものと考えております。大きな企業に大きな補助金で集中的にすることでなく、多くの企業に補助金の効果が及ぶような仕組みに再構築をし、地域経済の活性化に結びつけたいと考えております。

新たな施設整備については、限られた財源の中で大変難しいことから、既存の公共施設の有効的な維持管理及び有効活用を図る観点からも、文化センターのほか名寄中学校、しらかばハイツなどの改修工事費も予算計上をいたしました。今後も公共施設の利用促進と延命を図るため、計画的な改修を継続してまいりたいと考えております。

次に、基金の考え方でございます。平成19年度末における一般会計の基金の残高は27億3,400万円と見込んでおります。平成18年度末の残高見込みの24億6,200万円と比べると、2億7,200万円増加することになります。この主な要因は、去る2月26日の補正予算で1億4,400万円ほど残高が増加し、これに平成19年度の積み立て及び取り崩しの影響を加味し、合併特例振興基金を6億8,160万円積み立てすることになります。なお、合併特例振興基金の残高は、平成18年度積み立て額5億5,000万円と合わせ、平成19年度末残高は12億3,160万円と見込んでおります。主な基金の平成19年度末現在高は、財政調整基金で3億5,500万円、公共施設整備基金で1億2,900万円、地域福祉基金で1億3,200万円、土地開発基金で5,000万円であります。

今後の推移につきましては、合併効果により収支不足の解消が見込める平成23年度までは基金

に大きく依存をする財政体質から脱却することは難しいと、このように考えております。また、少子高齢化で歳入の減少に歯どめがかからず、福祉及び農業に新たな大きな歳出も想定をされ、収支不足の拡大が懸念される中で行財政改革による歳出見直しは重要で、年度を超えた繰りかえ運用も視野に入れた財政運営になるものと考えております。

次に、均衡ある発展についてお尋ねがありました。私は、昨年の選挙で新名寄市の市長に就任して以来合併後の新しいまちづくりを着実に進めるため、過大に地域を意識しないで、新名寄市は一つ、本当に必要な事業かどうかを判断の中心にして進めてまいりました。平成19年度予算は、市民及び職員の融和促進と均衡ある発展を基本に編成するよう指示し、新名寄市総合計画に基づきできるだけ多くの事業を盛りつけて編成いたしました。道の駅整備事業で4億9,800万円、風連地区市街地再開発事業費では1億8,600万円と一般会計の普通建設事業費に占める割合は35%となっておりますが、将来を見据えて市立総合病院整備事業、市立名寄大学学年進行に合わせグラウンド及び周辺環境の整備、さらには天文台整備事業は北海道大学と連携をして平成21年度の完成を目指す調査費等も計上いたしました。公共施設の建設事業の実施については、国、道など関係機関との協議も含め一定の準備期間も必要で、結果的にそのように押さえられるかもしれませんが、総合計画全体の進行管理の中で具体的に御理解いただけるものと考えております。

次に、行財政改革についてでございます。地方分権下における行政運営は、自己決定、自己責任の原則のもと既存の制度、組織、仕組みそのものを変え、市民とともに効率よく行政運営を行う質的な改革に取り組んでいくことが今後の地方自治体に求められている使命であると考えております。行財政改革は、少子高齢社会や国の構造改革などにより財政が硬直化している現状の中で、いかに

複雑多様化する市民ニーズに対応していける仕組みを構築していくかが大変重要であると認識しております。新名寄市行財政改革推進計画につきましては、総合計画策定審議会、総務部会の各委員からの意見、提言や職員アンケート調査、各職場会議における活発な議論を得て、庁内推進委員会や策定委員会で審議を重ね、策定を行い、2月28日に決定したところであります。

今回策定いたしました新行財政改革推進計画は、具体的な取り組みを集中的に実施するため国で示している集中改革プランの6項目、一つには事務事業の再編、整理、廃止、統合、二つには民間委託等の推進、三つ目には定員管理の適正化、四つ目には給与の適正化、五つ目には第三セクターの見直し、六つ目には経費節減等の財政効果などについて本推進計画に含めて策定しており、特に経費節減等の財政効果については、現時点で予測数値も含めて計上しております。平成18年度から平成23年度の計画期間で約22億円を想定をしています。この数値については、今後事業などの取り組み状況で毎年変化するものと考えておりますが、全庁一丸目標数値を達成できるよう取り組みを進めてまいります。

次に、合併効果についてのお尋ねでございました。合併では地域が持続的に発展し、市民が安心して暮らせるため、行政の円滑な運営や効率的な財政基盤の強化などが基本的な考えとして協議されてきたところであります。行財政改革は、旧両市町で取り組んでおりましたが、合併後の新市として今まで以上に行財政改革を推進していかなければならないと認識しております。今回策定いたしました推進計画では、行政の効率化や健全な財政運営などを柱としておまして、組織や職員制度の見直し、事務事業の改善を実施するとともに財政面では歳入の確保や効果的に歳出の実行を図り、早期に簡素で効率的な行政組織を構築してまいりたいと考えております。

次に、市立総合病院についてお答えをいたしま

す。病院の運営状況につきましては、12月までの稼働実績により御説明をいたします。まず、入院患者数は一般科で昨年に比べて3,741人の増加で、精神科では6,348人の減少と、一般科、精神科両科を合わせて2,607人の減少となっています。また、入院稼働額では一般科が昨年に比べて1億7,598万9,000円の増、精神科では9,043万5,000円の減、合計で昨年に比べて8,555万4,000円の増加となっております。次に、外来患者数ですが、一般科では昨年と比べますと4,342人増加、精神科で1,155人減少しており、トータルでは昨年比3,187人の増となっております。外来の稼働額では、一般科では昨年と比較して7,841万1,000円の増加、精神科では41万4,000円の減となっており、両科合わせて昨年に比べて7,799万7,000円の増になっています。この結果、平成18年度の決算見込みでは、入院、外来稼働額ともに昨年と比較をして増加しますが、これに要する医療費用も昨年に比べて薬品費、診療材料費などの増加が見込まれることから、差し引き2億5,200万円程度の収支不足が予想されるところでございます。

次に、精神科医師の確保ほか診療科の状況についてお尋ねがございました。精神科の医師につきましては、午前の答弁のとおりでございますが、他の診療科について、小児科につきましては市立士別総合病院の小児科医師3名が当院の方に加わり7名体制となります。平日に士別市へ医師1名を派遣し、休日、夜間については当院の小児科で24時間の診療体制で臨むことで目下診察室の準備などを進めております。また、循環器内科が1名増員され、3名体制となるものでございます。その他の診療科については、現在の体制が維持される予定でございます。

次に、病棟の増改築計画の概要についてお答えをいたします。少子高齢化と過疎化が急速に進み、また医療においては地方における医師の不在ということで全国的な問題になっております。当院の

診療圏内でも医療機関の診療機能が縮小されてきておりますが、反面当地方センター病院としての果たすべき役割が増している状況にあります。このような背景と今後の当院の診療圏内の診療機能を見据えて、救急外来部門、ICU病床及び医局の増改築等を行うものであります。

増改築にかかわる事業費、運営状況等の試算についてお答えをいたします。まず、事業費につきましては、現在内部協議をしておりますが、基本設計が今月中にできます。現段階では建設にかかわる事業費はおおよそ9億7,500万円、平成19年度、20年度、2カ年の計画でございます。この内訳としては、一つにICU病棟1,050平米、救急外来160平米、食堂140平米の増築費用として約6億8,775万円、救急外来、医局等の改修費用として2億8,717万5,000円を見込んでおります。また、財源については、合併特例債と病院事業債の併用ということで考えておりまして、現在国、道の補助の確保ができるかどうかということで鋭意取り組みを進めておりますが、北海道の財政事情もありまして、この種の増築に対する期待というものが非常に少ないと、このように受けとめております。

これらの増築よっての一定の収支というシミュレーションをしております。収入の方は、ICUのベッドがふえることによる収入ということであり、支出の方につきましてはICUを抱えることによる看護職員、医師等の人件費でございます。これらを含めると、現在のシミュレーションでは年間5,000万円程度収支不足というふうに試算をしておりますけれども、このICU用のベッドを活用することで一般病床の回転の方にもつながると、このように予測をしております。全体での収支調整は図られるのではないかと期待をしております。

次に、農業振興政策についてお答えを申し上げます。モチ米につきましては、議員のお話のとおり、市町村別では日本一の作付面積、生産量を誇

っております。平成18年で申し上げますと2,840ヘクタール、1万5,200トンの収穫量ということであり、道内生産量の3分の1に当たります。これまでも生産者、JA、行政一体的に取り組み、生産性や品質の向上のため水稻の各種試験、米施設利用料補助や米施設整備の支援に取り組み、産地評価を高めながら、実需者ニーズに対応してまいりました。しかし、3年続いた豊作で価格が大きく下がり、平成18年産米1等米の価格は9,000円ということであります。さらに、19年産の実需要量に関する情報では10%の自主減反と厳しい情勢にあります。平成16年以降米政策改革に基づき、米づくりのあるべき姿を目指して取り組んでまいりました。平成19年度からは、予算に計上した名寄産米振興事業や新産地づくり対策、中でも販路拡大、消費拡大に向けた取り組みを関係者一丸となって取り組み、日本一のモチ米生産団地として産地の確立を図ってまいります。

次に、野菜の導入による経営安定対策についてお答えをいたします。道北の冷涼な気候と寒暖の差を生かした品質のよさから、アスパラ、カボチャは全国の市場で産地として高い評価を得ております。アスパラに関しては、平成14年以降低収量要因を探るべくアスパラ増収プロジェクトを立ち上げ、圃場実態、計画更新、コスト算出、販売戦略の各チームにおいて調査研究を重ね、今年度において一定の方向を示すべく「名寄アスパラ増収革命」と題したマニュアルを発行し、産地確立を目指すこととしております。また、市場や消費者ニーズにこたえるため平成18年度、JA道北なよろで実施いたしましたアスパラ集出荷施設に対し、国の元気な地域づくり交付金及び市のアスパラ自動選別施設整備事業補助金で支援してきたところであります。カボチャについては、御質問のとおり道内第2位の作付を誇り、さらに面積の拡大が見込まれます。課題として収穫後の農家及びJAの保管スペースの問題があり、施設の整備について協議をしております。

新たな振興策のお尋ねでございますが、JA道北なよろの青果部では約30種に及ぶ青果を扱っており、品目を絞っての対応も考えております。アスパラ、カボチャ以外で食用バレイショ、ナガネギ、トマト、ピーマン、花卉、ユリネ、イチゴを振興作物として位置づけ、さらなる振興をしてまいります。

施設園芸についてお答えをいたします。当市においては、施設園芸は水稻との複合経営や規模の小さい農家及び新規参加者が取り組んでおり、品目ではアスパラの促成、軟白ナガネギ、ユリネ、トマト、ピーマン、花卉等で、平成18年の販売実績で約5億円、青果販売全体の25%に達しており、重要な位置を占めております。御質問のとおり、初期投資はハウスの施設設置や種苗、球根など投資が大きいのが実態であります。少ない面積で大きな所得を確保できることもあり、農業・農村振興計画の中において振興作物と位置づけしております。支援といたしましては、農業振興資金の低利融資、新産地づくり交付金での加算措置、また農村青年が新規作物を導入する場合は農業青年チャレンジ事業を創設し、支援をしていくことにしております。

次に、地産地商についてお答えをいたします。本年度策定をいたしました名寄市農業・農村振興計画とあわせて地産地消推進計画も策定しております。地域の畜産物の地域での消費拡大は農家経済の安定や農業の持続的発展と商業、工業、観光との連携による地域経済の活性化に寄与することも考えており、取り組みの指標を掲げ、市内商店、飲食店、ホテル、食品加工業等と連携協力し、名寄市地産地消推進協議会（仮称）を立ち上げ、取り組みの拡大を図ってまいります。

次に、商工業の振興についてお答えいたします。ポスフルの名寄郊外地区進出は、大型店の面積占有率からも大変脅威なものを受けとめております。昨年市民100人による策定をいたしました総合計画におきましても、これらのまちづくりの

根底から崩れるものと思っております。中心街に商業が集積したまちづくり3法の趣旨を生かしたまちづくりに取り組んでいるところであります。中心市街地活性化基本計画は、平成12年5月に策定され、これまでアーケードの大規模改修、歩道、街路灯、融雪槽、ポケットパーク、ポイントカード事業などを実施してまいりました。しかし、JR駅前周辺における拠点施設の整備計画、3条6丁目再開発事業などは、準長期的な事業として未実施となっております。この中心市街地活性化基本計画は、今年のまちづくり3法の改正によりまして国の補助事業を取り込んで行う場合は見直すことが必至となっております。今後の作業といたしましては、中心市街地活性化に関する法律に基づいて基本計画を作成することになりますが、作成に当たっては商工会議所が中心となって進める中心市街地活性化協議会の意見を聞くことなど、これから組織される協議会とも十分連携を図りながら、作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、特別用途地区の設定についてお尋ねがございました。今回の特別用途地区の設定は、名寄市全体の土地利用によるまちづくりを考えており、これから人口減少、少子高齢化を迎えるに当たり、将来的にも道北の中核都市として持続可能な都市を構築するために土地利用制度の規制によりコンパクトなまちづくりを進めるものであります。徳田地区につきましては、現在の工業地域を大きく変更してしまうわけではなく、今回進出を計画しているような床面積が1万平方メートル以上の巨大な商業施設などを規制するもので、工業地域に現在ある施設のほとんどが規制外であります。今後も名寄市規模の都市では、計画している建築制限条例による影響は少ないと考えております。徳田地区の開発については、長年懸案でありました国道40号の陸橋もなくなりました。市道徳田2号線の新設工事も進めておりますが、これら環境の変化が引き金になり、工業施設立地の誘導、道路の新設、改良など、インフラ整備も検討しなけ

ればならないと考えております。

次に、冬期雇用研修制度についてお答えをいたします。今国会で議論されております雇用保険法の改正案では御指摘のとおりの内容であります。先月北海道労働局及び北海道から示された現段階の概要でも、複数市町村による協議会による取り組みに対し国が委託し、実施するというものであります。1協議会当たりの事業規模もおおむね1,000万円程度、国は800万円を委託費として見込む予定であります。これに北海道、市、それぞれ100万円ずつの事業規模ということのようでございます。具体的な要領等は法案成立後になりますが、4月周知、6月受け付け、9月選定、10月委託という手順が想定されております。広域での取り組みが求められますので、今後近隣市町村とも十分な協議が必要であります。道や名寄職安との連携も強化して対応してまいります。

次に、国の通年雇用奨励金制度につきまして、従前どおり存続される方向にありますが、新制度化においては新規もしくは拡充が予定されているものもあります。しかしながら、全額が支給されるものではなく、引き続き雇用主の費用負担が伴うこととなります。これらの内容等についてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

30年間継続されました国の季節労働者政策については、平成19年度より大きく方向展開をされるものでありまして、これらにかわる有効な制度の創設に向けて今後も検討してまいりたいと考えております。

次に、懸案事項について、1番目の高速道路の進捗状況についてお答えをいたします。北海道縦貫自動車道士別剣淵一名寄間24キロメートルのうち士別剣淵一多寄間についての12キロ、昨年2月の第2回国土開発幹線自動車道建設会議において決定をし、昨年8月に中心くい打ち式が行われ、いよいよ事業として動き始めました。ここに至るまでの期成会構成市町村と議会、高速道路を実現する住民の会による国や関係機関に対する要

望活動で、医療に関する救急搬送や観光振興、各種産業活動への必要性を地域の実情として訴えてきたことの成果と思っております。昨年の調査測量に引き続いて、19年度は用地測量と士別剣淵インターチェンジ付近の一部本工事を行うべく検討中と聞き及んでおります。平成20年度には本格的な工事が開始されるよう期待をしております。高速道路の機能役割から、全線の完成がなくしてその効果は十分に発揮されません。決定区間の整備促進と名寄インターチェンジまでの整備区間決定による事業化実現の要望活動を続けてまいります。

次に、サンルダムの早期本体着工について、サンルダムを含む天塩川水系河川整備計画策定は、平成9年の河川法改正で広く住民の意見を聞き、計画に反映させるための機関として天塩川流域委員会が平成15年に設置され、昨年の12月までおよそ20回の議論を重ねて、方向が出たところであります。このことを受けて、平成19年1月には原案の縦覧、説明会、意見募集、そして去る2月27日、公聴会が開催されたものであります。名寄会場でも多くの参加者の皆さんから計画原案に沿った整備計画を早期に推進すべしというような意見が述べられているというふうに聞いてございます。天塩川流域の安全と安心のため、一刻も早くサンルダム建設をするよう私どももこれからはっきりと期成会等の要望行動を続けてまいりたいと考えております。

次に、バイオエネルギーの取り組みについてお答えを申し上げます。植物は、太陽光エネルギーを受け、水と炭酸ガスで有機資源を生成をいたします。この植物の有機資源がバイオマスと呼ばれ、これらを利用するエネルギーがバイオマスエネルギーということとなります。バイオマスは、てん菜、トウモロコシ、サトウキビなどの生産資源系と稲わら、家畜ふん尿、建築廃材、水産加工の残渣、家庭ごみなどの未利用資源系に分類されております。名寄市内においても生産資源系の農産物

を原料とするバイオエネルギーの生産拠点を目指すべきとの考え方から、昨年11月27日にアグリエネルギーE-10研究会が設立をされたところであります。都合3回の研究会を持っておりまして、私も会員として参加をし、学習をしているところであります。これらの資源をエネルギー活用することで、二酸化炭素の排出規制による地球温暖化防止や1次産業の基盤強化、地域エネルギーとしての新たな産業の創出、こういったことを研究課題としているところであります。これらの研究会の動向を注視しながら、既に国内、北海道内における地域のバイオマスが利活用されている事例をしっかりと研究をし、名寄市の特性を生かせる事業に結びつける方向性について研究が続けられるよう期待をしております。

次に、具体的な取り組みと目標を持つべきでないかという御提言でございました。未利用資源系である食用廃油を再生したバイオディーゼル燃料、二酸化炭素の排出量がカウントゼロであり、地球温暖化防止などの環境に優しい燃料であると、このように認識をしております。本年度からスタートする名寄市総合計画で基本目標の自然と環境に優しく快適で安全なまちづくりの中で、主要施策として1に環境との共生、2に循環型社会の形成を記載しております。食用廃油の利活用によるバイオディーゼル燃料化は、この基本目標、主要施策とも合致しており、実現、推進すべき事項であると思います。今後市内及び近郊において食用廃油の収集量や安定した収集が見込めるか、自動車燃料としての需要などについて調査しなければならない事項がございます。御提言あった札幌市での状況や道内自治体で導入している滝川市、旭川市、白老町、さらに他の民間事業者の状況を把握をし、課題や普及促進の方法について研究をしてみたいです。

次に、駅前再開発事業の取り組みについてお答えをいたします。町中のにぎわいは、今年度の市政執行方針、活力をもたらす産業の振興の大きな

柱であります。また、名寄駅前、3条6丁目、市立総合病院の縦のラインは、本市のまちづくりの上からも欠かすことのできないラインの一つであります。駅前の市有地につきましては、平成12年度に策定された中心市街地活性化基本計画におきましても交流の核となる拠点機能の整備事業の予定地として考えており、バスターミナルを含んだ複合交流施設の交流のもとで考えられておりました。駅前付近のバス停留所は、現在道北バス、名士バス、JRバスなどの乗り入れ、名寄一札幌都市間バス、名寄線代替バスなどを含めた地方路線バスとして市内循環バスを含めて6カ所で1日109本の乗降となっております。これをまとめることによって、市内循環バス、地方路線バスとの接続も容易となり、便利にしていこうという考えを持っております。これまで幾度か関連バス会社とも協議をしてきておりますが、1カ所にまとめることについては好意的な考えを示していただいております。これからも庁内議論も含め、しっかりと取り組んでまいります。

次に、住宅マスタープランの見直し、まちなか居住についてお答えを申し上げます。住宅マスタープランの策定は、本年名寄地区に対する見直しと風連地区の新たな計画を策定するものであります。当初計画では平成19年度の交付金事業で実施のため、補助申請の関係上策定作業は7月ごろの開始予定でありましたが、平成18年度の合併補助金での事業が可能となりましたので、4月より作業を開始し、年内に終了させる予定であります。

まちなか居住の推進につきましては、多世代の人が町中に住み、町中に活気を見出していくため新住宅マスタープランにおいては重点施策として位置づけ、都市計画マスタープランと連携を図り、具体的な検討課題として策定委員会へ諮ってまいります。また、具体的なまちなか居住として現在計画中であります北斗、新北斗団地の建設建てかえに伴い、総合福祉センター西側に（仮称）南団

地34戸を本年度に実施設計し、平成20年度に工事着手をいたします。

次に、駅前に（仮称）総合ビル建設のお尋ねにお答えをいたします。中心市街地活性化基本計画では、これまで分散されてきた施設を中心市街地に積極的に誘導することが必要であると考え、多くの事業が計画として挙げられております。ただいま御提案の駅前の開発事業につきましては、中心市街地の商店街の動きとあわせての構想と伺いました。中心市街地機能の魅力、拠点性の強化などが言われており、新しい名寄市総合計画においても都市基盤整備と一体となった商店街の環境整備、交通体系と連動した複合的施設整備が言われておりますので、まさに計画そのものとの感じを受けたところであります。今後活性化協議会の意見を聞き、中心市街地活性化基本計画づくりを進めてまいります。御提案のありました市民が集う場、施設の必要性を十分に理解させていただきながら、共同の作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、国、道の支援等については、十分に研究、検討をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目7、継続懸案事項のうち（3）、新天文台の早期建設に向けてと大項目10、教育行政執行方針について御答弁申し上げます。

まず初めに、新天文台の早期建設に向けての現在の取り組み経過と予算についてお尋ねがございました。名寄市は、地理的にも天体観測活動に最も大切な自然条件を満たした環境に恵まれており、木原天文台の大きな功績を残す活動は全国の天文同好会から注視されているところでもあります。今回新市の総合計画の中で前期事業として位置づけられたことから、その具現化に向けて、去る2月23日、市長と私が上川支庁、旭川土木現業所を訪れ、新天文台建設に係る指導、助言を含めて

協力要請をしたところ、地域性を生かした魅力ある計画であり、ぜひ建設が実現するよう協力したいとの見解をいただいたところでございます。

同日北海道大学にも協力要請をお願いしてまいりました。事務局長のお話によりますと、北大の現状では大学を維持する資金以外に新しいものを建てる予算の捻出は難しいとの見解を述べながらも、新しく開学された宇宙理学専攻には天文設備がなく、名寄市の施設や技術的な研究協力を感謝の意を表しておりました。また、理学研究科の教授陣からは、名寄市の観測条件や高度な技術によりいろいろな成果を上げていることから、平成20年度の文科省予算に対して天文設備に関する研究費等を要求していきたいとの話がされたところであります。北大との協定締結による取り組みの成果としましては、大学院生の実習及び共同研究から三つの太陽系外惑星の検出に成功、また金星紫外線撮影の成功に伴う論文を惑星学会に発表し、大きな実績となりました。その成果などにより、金星探査機のカメラテストも名寄市にて行うことが決定しております。

名寄市としての新天文台建設の財源等につきましては、合併特例債の枠の中から5億円を想定しているところでございます。

次に、完成年度の時期について御質問をいただきました。新天文台建設の現段階の計画としては、施設設備や平面プランの調査等を平成19年度中に行い、平成20年度着工、平成21年度完成予定と考えております。天文台建設で一番時間がかかるのは、望遠鏡の鏡作製でございまして、直径1メートル以上の鏡では最低でも2年間の製作期間が必要となります。それらのことを踏まえ、新天文台建設計画が順調に進めば、平成21年度末に完成を見込んでいるところでございます。

次に、施設のイメージについてお尋ねがありました。日本国内で最大の望遠鏡を有する兵庫県立西はりま天文台は、2メートルの望遠鏡を導入しておりますが、周辺の都市化により夜空は名寄と

比べると格段に悪いことなどを考え、当市の天文台建設は望遠鏡の大きさではなく、国内最高の星空条件を生かした日本一星がよく見える天文台、これを目指してまいりたいと考えております。現在北海道大学と相互協定が結ばれており、研究協力による大きな成果を上げているところですが、新しい天文台が建設されることで現在の機器では手の届かなかった世界的発見が可能となり、その成果を直接市民や学校教育等に生かすことが可能となり、研究者による天文学習の実施や名寄大学と北大との交流、連携にもつながるものと考えられます。

施設設備では望遠鏡の大きさは1メートル50センチ程度を目標として、展示資料室、レクチャールーム、プラネタリウム館等を備えたものとし、特にプラネタリウム館は従来の番組投影だけではなく、望遠鏡からの映像をリアルタイムで投影し、多くの来館者が待ち時間を有効に活用できる空間として生かせる設備を想定しております。さらに、大きな特色の一つとして、光ファイバーの高速回線を生かした遠隔事業や天文現象を瞬時に情報発信など国内外から注目される天文台となるよう、施設規模、機器設備、平面配置等についても北大と十分に協議してまいりたいと考えております。

次に、完成後の交流人口や経済効果等の見解についてお尋ねがありました。新天文台建設による交流人口といたしましては、年間1万5,000人から2万人を想定しておりますが、毎年起きる天文現象は世界的にも年々人気上昇し、宇宙への関心が高まっていることから、このような天文現象が見られる場合、さらに多くの交流人口が予想されます。ただいま小野寺議員からもお話がございましたように、旭山動物園の爆発的な交流人口の流れを日本一星空がよく見える新天文台につながるよう努力していきたいと考えております。さらに、新天文台が建設されることにより道立公園サンピラーパーク、健康の森等の相乗効果が期待されることから、名寄市全体の経済効果にも好影

響を与えるものと期待しているところであります。

次に、大項目10、教育行政執行方針についてお答えを申し上げます。まず初めに、教育基本法の改正と名寄市の教育行政の考え方についてお尋ねがございました。教育基本法の改正につきましては、御案内のとおり昨年12月15日に国会で可決、成立し、同月22日に公布、施行されたところであります。見直しを図られた主なものは、一つには個性の伸長、豊かな心の育成、グローバル化や男女共同参画など社会の変化に対応した学校教育の確立であり、二つには公共心や伝統文化を尊重し、それらをはぐくんできた国や郷土を愛する態度の育成であり、三つには生涯学習社会の実現などであります。

特にただいまは規範意識の育成についてお話がございました。昨年来いじめ、またいじめによる自殺、高校生による親の殺害事件、また出会い系サイトやインターネット等による青少年の痛ましい事故が後を絶たない状況にあります。名寄市教育委員会といたしましては、毎年9月、10月を命の強調月間として定めるなど、生命に畏敬の念を持ち、他を思いやる心の育成にこれまでも努めてきたところであります。しかし、近年の規範意識が著しく低下した社会的風潮から、子供を守るためにもモラルの高揚、さらには人としてのあり方、生き方指導について今後小中学校における道徳教育の充実、望ましい集団活動、またボランティア活動などの体験学習を通して、他を思いやる心を育てるとともに自分をしっかり律することのできる倫理観の育成に努めてまいりたいと考えております。

また、教育再生会議の第1次報告では、ただいまお話のございましたゆとり教育の見直しについても提言がございました。具体的には基礎学力強化プログラムとして、授業時数10%増、基礎教科の充実、発展的学習や補完的学習の充実など、学力の向上に向けた学校活動への取り組みや制度の改革について提言されております。これらの中

には既に取り組みられているもの、さらに充実しなければならぬもの、また新たに取り組むものなど多岐にわたっておりますが、今後新しい学習指導要領の策定に当たってどのような教育活動の指針が示されるのか議論の推移を見守ってまいりたいと考えております。

名寄市教育委員会といたしましては、教育基本法で新たに示されたことから、また教育再生会議でのさまざまな提言を当面する課題として率直に受けとめ、改訂の学習指導要領の中でできるだけの努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、小中学校の適正配置につきましては、その計画策定検討の第1段階として、小中学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方について名寄市小中学校適正配置等検討委員会に諮問しておりましたが、2月6日に適正規模に関する基本的な考え方について及び適正配置に関する今後の検討方法についての提言報告がありました。その内容は、市街地区における学校規模については小中学校ともに1学級20人から30人で12学級、児童生徒数360人程度が望ましい規模とする基本的な考え方と、学校配置のあり方については教育委員会としての方針及び具体的な提案を受けて、再度協議検討するというものであります。今後は、現在策定検討中であります名寄市教育目標を基本にして、20年、30年先を見据えた長期的な展望に立った適正配置について教育委員会としての基本的な方針、方向性を示す中で、検討協議の素材となる複数の具体的な配置案を作成して、再度適正配置等検討委員会に諮問し、検討委員会を核にして幅広い市民議論をいただきながら、適正配置計画を策定してまいりたいと考えております。現在は耐震化事業優先度調査が終わり、まず耐震診断を実施すべき優先順位についての目安ができた段階であります。今後は市の財政状況等を勘案しながら、将来を見据えた学校配置のあり方と老朽施設の改築、改造事業や耐震化事業をどうバ

ランスよく計画的に進めていくか検討を重ねながら、学校教育施設整備計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、(3)、子どもの読書活動推進計画についてお答え申し上げます。子どもの読書活動推進計画につきましては、今年度子育てや教育機関、図書館に係る22名の方でワーキンググループを設置し、意見交換を重ねて素案を作成し、図書館協議会において審議をした後、今年2月1日から21日の3週間市民の意見を募集いたしました。特に意見、提言もないことから、今月開催予定の教育委員会に諮り、4月以降具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最初に、家庭における具体的な取り組みについて御質問をいただきましたが、このことにつきましてはワーキンググループの意見交換でも大きな課題となったところであります。家庭での読み聞かせや親子で読書を楽しむ環境づくりへの取り組みとしては、一つには保護者を対象にさまざまな機会をとらえて子供の読書の大切さを伝え、親子での読書を勧めるなどの啓発活動を行っていくこと、2点目は保護者を対象に子供の本についての知識を深めるための講演会や講座、地域活動への参加を呼びかけていくこと、3点目は子供の本についての情報提供に取り組んでいくことなどの意見集約がなされ、子供や保護者が集う施設において積極的に家庭への啓発行動に取り組んでまいりたく考えているところであります。

次に、朝読書についてでございますが、朝読書は全校で実施しており、その内訳は五つの中学校すべてが毎日、小学校は週1回が3校、週2・3回が6校、週4回が1校となっております。朝読書の成果につきましては、子どもの読書活動推進計画策定時に行った各学校図書担当者へのアンケートによりますと、本を読むようになるが4校、本が好きになるが3校、落ちつきが出てきたが5校、本を読むことへの抵抗がなくなったが2校、遅刻の減少が1校、感情が豊かになるが1校など

など、いろいろな面でその効果があらわれてきているとの評価がされておりますので、各学校がそれぞれ工夫を凝らしながら、朝読書を継続して取り組むよう指導していきたいと考えているところであります。

最後に、読書環境の整備について御質問いただきました。子どもの読書活動推進に関する法律の基本理念は、すべての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう積極的にそのための環境整備が推進されなければならないと、このようにされております。そういう中で、地域社会全体で環境整備を図っていくことが大切であり、子供や保護者が集う施設での読書環境の整備に御理解がいただけるよう啓蒙啓発に努めることとあわせて、図書館といたしましても昨年は電算化システムが完成し、12月1日にはオープニングセレモニーが実施されました。これらを機に個人はもとより施設及び団体への貸し出し配本への強化、移動図書館等の巡回など、本に接する機会の強化に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 小野寺議員。

○35番（小野寺一知識員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。

まず、時間も余りございませんので、要望を含めながら何点かについてお伺いしておきたいと思っております。19年度の市政執行方針のことしの行政運営のポイントについては、先ほど市長の方から三つのポイントを言われましたけれども、私もそのとおりだというように考えております。市民との協働であるとか、あるいは行財政改革の推進、あるいは産業の振興について、この3点についてしっかりとした足取りでもって進まれることがこの地域に対する一つの活力といたしますか、振興に結びついていくのだろうかというように考えておりますので、ぜひそれはお願いをしておきたいというふうに思います。

ただ、19年度の予算の関係なのですが、これも要望ですが、財政が厳しい状況には変わりがないのは先ほども市長からお話があったとおりでございます。そういった意味から私は今旧風連町も旧名寄市も一つの新しい名寄のまちだと言いながら、道の駅であるとか中心市街地の開発の問題だとかと大きな事業が風連地区の事業としてことしの予算に組まれているわけですし、それが決して均衡ある形には市民の目線で見たとときに見えないという、そういう話が出てくるものですから、私はできるだけこれらについては、合併特例債にしても過疎債にしても、いずれにしても起債であることには間違いのないわけですし、そういった意味からできるだけコンパクトに抑えていくことが必要だろうというように考えているところでございます。

たまたま先日19年度の予算が発表されましたけれども、そのときには風連地区の市街地再開発事業1億8,684万2,000円が予算計上されたわけですが、それに総事業費として24億6,000万円が予定されているわけです。それが発表になって、つい先日もう既に26億6,000万円と2億円の増額になっているという、そういうことがあるわけですし、これは何かと聞きますと床面積がふえたことによることだという、いろいろあるのですが、そういうようなことでもって長期計画の中でもやはり2億円というとかかなり大きな金額にもなるものですから、何カ月もたたないうちにこういう計画が変わるというような、そういうことは私はやっぱり理解はできないというように思いますので、ぜひコンパクトな事業計画の中で進めていただければありがたいというようにお願いをしておきたいというように思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○35番（小野寺一知識員） それでは、要望が多いようですので、ぜひこの点についてお答えをいただきたいというように思います。

それで次に、特別用途地域の設定の件なのです

が、先ほども木戸口議員の質問の答弁なんかでもお伺いしておったのですが、出店計画を阻止した段階では4件ある地権者の中、あるいは他の方からの訴訟というのが考えられるというようなお話もあって、それらについては云々いろいろ話ありましたけれども、私はその4件の地権者であろうともその地域に住む人たちは名寄の市民なわけです。今までもこの名寄市の基盤づくり、地域振興のために約106年間ぐらいの努力をしながら、名寄のまちに協力をいただきながら住んでいたという経緯も含めて考えたときには、安易に訴訟であるとかそういうことはやはり考えるべきではないというように私は思うのです。ですから、私はこの出店計画が阻止された段階では、それらの地域の面積は名寄市が買い上げて、そして名寄市の将来の地域振興に結びつく施策というものをつくっていくべきだというように私は思います。そこら辺を含めてお願いをしておきたいというように思います。

(何事か呼ぶ者あり)

○35番(小野寺一知議員) それから、季節労働者の関係なのですが、先ほどお話で今努力をしているという、連携を進めていくという話でございました。ぜひ通年雇用制度の確立に向けて、道や国、そして名寄市の共同の立場でもって季節労働者が通年雇用できる、あるいは支援できる制度というものを前向きにとらえて進めていただきたいというように、これはお願いしておきたいというように思います。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 静かに。

○35番(小野寺一知議員) それから、天文台の関係なのですが、いろいろと具体的に御答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひ将来の夢として、旭山動物園に匹敵するような人の流れができるようにやっていきたいものだというようにこれは願っているところですが、今その天文台の応援団体といいますか、天斗夢視という天

文サークルがもう既にできてから20周年を迎えるわけです。そして、そのサークルが今まで木原天文台をサポートしてきたのですが、新しい天文台ができることによって、それらをさらにそのサークルをJCだとか、あるいはいろんな卒業生を含めて組織を大きくして行って、新しい天文台をサポートしていこうという、そういう協力体制が少しずつできてきているというように見るものですから、私はそういう人たちを、積極的なボランティア活動に参加する人たちを育成するという、そういう姿勢が大切だろうというように思いますので、ぜひこの点についても何か考えがあればお伺いをしておきたいものだというように思います。

それから、食用廃油の活用については、ぜひ早急に具体的な取り組みをしていただきたいものだというように思います。市民の理解さえあれば、そんなに難しい問題ではないと思うのです。ペットボトルに使った油を入れておいて出していただければ、それを回収してきてBDFに転換するというそれだけのことで、そんなに難しい問題ではない。しかも、かなり有益な一つの資源になってくるのではないかとこのように考えますので、ぜひ対応を図っていただきたいというように思います。

それから、駅前の再開発の問題で、(仮称)総合ビルの関係なのですが、先ほど教育長のお話で朝読書だとか読書活動の推進ために親の教育も含めて本に親しんでいただくことが非常に大切だというようなことで、これから進めるようでありませけれども、子供たちあるいは親も含めて読書に親しむというのは、口で言うのは、言葉では簡単なのですが、実際にやることは非常に難しい部分ございまして、私はそれらはそういう環境に入ることによって自然にそういうのが身についていくという環境づくりをしていかないといかんと思うのです。そういった意味では、私は先ほど駅前の(仮称)総合ビルと言いましたけれども、その中にその図書館のサテライト的なミニ図書館という

ものをつくって、そして子育て支援センターを初めとする親子で楽しめる場所、そしてミニサロンとしてお年寄りが集まって楽しめる場所、それをフラットな空間の中でつくることが子供たちにも、そしてお母さん方も、そしてお年寄りも一緒に接することがこれからの子供たちの人格形成にはぜひ必要な課題だというように私思うものですから、ぜひあわせてそこら辺のことも御検討をいただきたいものだというように思います。

そしてまた、総合ビルについては、大学生が交流を図れる場にもなるのではないかというようにも考えております。といいますのは、これは看護学生が来て、お年寄りの血圧をはかってあげるだとか、あるいはまた栄養学科の生徒が来て、健康食品の試食会を開くだとか、あるいは考え方を述べるだとか、そういうことも考えられることでしょ、また社会福祉学科の生徒が来て、介護予防についての指導をするとか、いろいろそういう面で考えていける施設だというふうに私は考えておりますので、ぜひそういう具体的なものを頭に描きながら、この構想を進めていただければありがたいというふうに思います。それをするによって、駅前の景観がまた変わってくるということも言えると思いますので、ぜひその景観も含めてまちの活性化に向けての努力をしていただきたいものだというように思います。

それから最後に、教育行政に関して先ほど教育長からお話ありましたけれども、規範意識の高揚については非常に大切な問題だというふうに思いますので、ぜひ子供たちに規範意識が徹底されるといいますか、今ないとは言いませんけれども、今以上に規範意識というものが、要するに命は大切だ、人とのコミュニケーションも大切だという、いろんなそういう規範意識が持たれるような、そういう指導というものを強くお願いしておきたいというように思います。

何点かだけちょっと御答弁をいただいて、終わります。

○議長（田中之繁議員） 時間がないので、簡潔にお願いします。

（何事か呼ぶ者あり）

○市長（島 多慶志君） 何点かの再質問をいただきました。市街地再開発風連地区の事業については、木戸口議員にもお答えをしておりますが、まだ公共的に使う面積等については確定をしております。交流施設等、あるいは診療所施設等、健康づくりも含めての施設等の面積等がなお流動的であります。さらに、JAの使うストアの面積等も変動が想定をされます。これらの事業については、すべて市の事業ではありませんので、民間の皆さん方との協力の中で公共で幾ら面積を占有するかと、こういうことで事業費については変動があるということをお理解いただければと思います。

徳田地区の用途地区の設定に伴う出店等については、まだ想定がなかなかできませんけれども、出店が中止になった場合の地権者の要望としては、先日の説明会の中では何とか買い取ってほしいというようなお話がありました。しかし、現在の仕組みでは市町村が農地を購入するというのは研究施設等目的がなければ農地の移動は許可されないわけでありまして、工業団地としての開発計画をしっかりと持つことができるのかどうか、そういうことも含めて検討してまいりたいと、こんなふうに考えているところであります。

天文台の関係につきましては、当然こうした施設をつくって配置している職員というのは限られておりますから、いろいろなイベント通じて今までも支えていただいております同好会、あるいは青年会議所等の皆さんとの連携を図りながら、しっかりとバックアップを保てるように対応していきたいと考えておりますし、食用油につきましては、先ほどの答弁でも触れましたけれども、市民の協力がなければこれは事業化できないと、こういうことであります。しっかりと環境に優しいまちづくりということも含めて調査研究を進め

させていただきたいと思っております。

あと、最後の駅前ビルにつきましては、当然教育的なそういう利活用を高めることも意見としては理解をしております、これらの中でそういうスペースの配慮についても協議の場に意見として出させていただければと、こんなふうに思っております。

以上であります。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま読書に親しむ環境づくりについてもお話がございました。新たに作成されます名寄市子どもの読書活動推進計画の中でも、これは図書館だけではなく横断的な組織をつくって取り組むという計画が立てられておりますので、さらに実のあるものにしてまいりたいと、こう考えております。

あわせまして子供たちの規範意識の徹底につきましても、再度また校長会等を通しながら、しっかりとこの徹底を図るように進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 以上で小野寺一知議員の質問を終わります。

15時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時23分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新総合計画について外4件を、中野秀敏議員。

○26番（中野秀敏議員） 議長から御指名をいただきましたので、風連クラブを代表して島市長、藤原教育長に通告順に従い、質問させていただきたいと思っております。

昨年3月27日の2市町の合併後、はや1年が経過しようとしています。初代市長として、就任後今日まで市民の一体感づくり、また新市総合計画の策定等々、さまざまな諸課題に向け、住民福祉の向上に尽力いただいていることに感謝を申し

上げ、今後とも合併してよかったと思えるまちづくりを進めていただくよう島市長に大いに期待をするものでございます。先般の臨時議会において総合計画の基本構想が可決し、今後は五つの基本目標を柱に基本計画、実施計画に基づきそれぞれの事業が着実に展開されることを願うものであります。

初めに、新市総合計画についてお伺いをいたします。今定例会で可決を見ました市民憲章について伺います。市民憲章は、名寄市のまちづくりの基本であり、今後30年、50年と後世にしっかりと受け継いでいかなければなりません。この市民憲章を全市民に親んでもらうために、どのような推進運動を行うのかお伺いをいたします。

次に、前期5カ年における196事業、299億9,600万円のうち、特に投資的事業180億円については年度別の計画を定める必要があると考えるところでありますが、その手法についての考え方を聞かせを願いたいと思っております。

また、年度別計画の策定に当たっては、過去に名寄、風連両地区において先送りされた事業等を考慮し、緊急度合いを考えるべきと思いますが、その考え方についてお伺いをいたします。

次に、地域を核としたまちづくりを推進するに当たり、特性ある地域づくりについての考え方を伺いをいたします。

また、行政運営に対する市民の参画を促進する上で、住民自治、住民参加のまちづくりの具体的な手法についてをお伺いをいたします。

総合計画における投資的事業においては、名寄市における将来人口推計に基づき平成28年度においては2万7,463人というふうに見据えているところでございますけれども、人口に見合った施設をつくり、維持管理費の捻出の考え方について過大投資の配慮も含めてお知らせを願いたいと思っております。

次に、参画と協働による新しいまちづくりの理念や仕組みを定める自治基本条例については、平

成20年度をめどに制定とありますが、今後の具体的スケジュールについてお知らせを願います。

平成20年度までに戸籍システムの導入、平成21年度には電算処理による運用開始を目指しているところでございますけれども、今後における窓口ワンストップサービスの取り組み方についてお伺いをいたします。

次に、市民が主体のまちづくりのためにはボランティア団体、NPOとの連携が不可欠ですが、これらをどう市民に浸透させ、推進を図るのかお伺いをいたします。

2番目に、行財政改革についてお伺いをいたします。行財政改革において行財政改革推進計画策定委員会が策定した推進計画案の内容が推進検討委員会で確認されたところではありますが、初めに公債費管理における財政の健全化をどのように図るのかお伺いをいたします。

次に、中期財政計画では平成19年、20年度で10億9,040万円、平成21年、22年度では4億1,280万円の財源不足が生じ、基金を取り崩して対応する考えですが、調整財源を最小限にする方策の見通しについてお伺いをいたします。

次に、今年度より導入される新型交付税を含む歳入歳入一体改革についての考え方をお知らせ願います。

また、行財政改革推進計画の策定に当たり職場議論が行われたわけでございますけれども、職場議論がどのように推進計画の中に反映されているかをお聞かせを願います。

次に、健全財政の運営には歳出の削減はもとより歳入確保のための新たな方策の検討をどのように考えるかお伺いをいたしたいと思えます。

次に、総合計画の進行管理において市民の視点による評価の仕組みづくりをどのように行うのかお知らせを願いたいと思えます。

3番目に、大型店出店についてお伺いをいたします。大型店の出店については、今日まで2回の議員協議会において経過の報告を受けているとこ

ろでございますけれども、平成17年2月、地権者との売買契約締結、平成17年8月、上川支庁との協議、平成18年5月、商工会議所等の支援要望がなされた状況を踏まえ、行政としての対応のおくれがなかったのか改めてお伺いをいたしたいと思えます。

次に、総合計画にある市民協働のコンパクトなまちづくりの推進は当然のことであり、地域を守り、均衡のとれた振興策を推進するために、将来に禍根を残さないためにも行政としての指導力が求められると考えるところであります。特別用途地区を定めるに当たり、市民の合意形成に向け、どのような取り組みをするのかお知らせを願います。

次に、既存商店街においては、厳しい中にもそれぞれが経営努力をしているわけでございますが、行政としての商工業振興の見直しをどのように図るのかお伺いをいたします。

また、中心市街地の活性化の施策をさらに進めるべきと考えますが、この点についてもあわせてお伺いをいたします。

4番目に、農業関係についてお伺いをいたしたいと思えます。新産地づくり交付金については、旧市町の水田農業推進会議が統合し、交付金の活用が一本化されたところでございますけれども、交付金配分の基本的な考え方についてお知らせを願います。

5番目に、教育行政執行方針について教育長に2点お伺いをいたします。初めに、風連高校についてであります。今日まで地区内唯一の高等学校として長きにわたり住民挙げて存続に向け支援を続けてきたところであります。議会においても一般質問等で数回議論されたところであります。今年度においては、出願者数4名、地元の出願者についてはゼロという残念な状況であります。今後の再編整備の中において、存続は非常に困難であるところでございますが、今後の取り組み方について教育長の考え方をお伺いをいたし

ます。

次に、執行方針に述べておられる社会教育施設の使用料の見直しと指定管理者制度の導入の基本的な考え方についてお伺いをいたします。

以上、大項目5点についてこの場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） ただいま中野議員から5項目にわたる質問をいただきました。最後の教育行政執行方針については教育長の答弁とさせていただきます、順次お答えを申し上げます。

新総合計画の策定を進める中で、市民憲章をどのようにするかという内部協議を進めておりました。去る2月26日開会の臨時市議会で承認可決をいただきました新名寄市市民憲章につきましては、12名の市民代表の検討委員会からの答申を受けて提案をさせていただいたものであります。御質問のこれからの普及活動につきましては、市が主催する各種行事で憲章を朗唱することを初めとして、市民憲章看板の設置、公共施設への掲示、市内全世帯への印刷物の配布等を考えております。また、旧名寄市においては市民憲章推進委員会規則を定め、17名の市民代表による委員会を設置し、啓発活動や実践活動の活動目標を定めて普及啓発活動に取り組んでいた経緯がございます。新年度においてこれらの規則や要綱を整備し、具体的な活動について御提言をいただきながら、一日も早く市民の皆さんに御理解をいただき、親しんでもらえるように努めてまいります。

次に、総合計画の前期5カ年にかかわる事務事業の年度別に定めた手法等についてお尋ねがございました。また、緊急度合いについてもお尋ねがございましたけれども、あわせて一括してお答えをさせていただきます。新総合計画の前期5カ年では、一般会計、特別会計、企業会計において実施計画の事業数は196本、事業費概数で299億9,600万円と設定をさせていただいております。今後事業別事務事業を定めてまいります。

中期財政計画との整合性を図るための微調整、総合計画策定審議会委員の意見、総合計画を考える懇談会等の市民要望を踏まえた上で、施設の老朽度や国、道の財源制度、これらの運用と他事業との関連など、緊急度合いを考慮して策定をしております。また、財源の見直しや時代の変遷による市民要望の変化等に対応するため、毎年3カ年分のローリングを行い、事務事業の調整を図っております。

次に、個性ある地域づくりについて、地域自治、住民参加のまちづくりの具体的な手法につきましても一括して答弁をさせていただきます。同じ地域に住むことで、そこには共通の思い、課題、そして地域固有の価値観の存在があることと思っております。多様な価値観は、決して個人ばかりでなくて地域にも当てはまるものと、このように押さえております。現在地域には町内会、行政区、あるいは公民館活動などさまざまな活動が行われておりますが、地域に暮らす多くの人が連携協力して、効率よい活動の環境を整えば今まで以上に地域の力が地域のために生かされてくるのではないかと思っております。地域が自分たちの特性を生かして、豊かに、そして暮らしやすくするために行動し、行政もその立場や特性を尊重し、地域づくりを協力する、そうした地域と行政の取り組みが協働のまちづくりにつながるものと考えております。また、その仕組みの一つが地域自治区であると思っております。今後は、協働のまちづくりが実感できる仕組みとして、市民の皆さんに地域自治区の理解をいただきながら、構築を図ってまいりたいと、このように考えております。

次に、投資的事業の関連でお尋ねがございました。新総合計画には風連地区市街地再開発事業や名寄地区の複合交流施設など建設計画、大規模な改修計画が織り込まれております。これらの箱物計画に当たっては、将来人口の推計や利用ニーズ、維持管理費等を勘案して必要最小限の規模設定を行ってまいります。また、実施に当たりましては、

同種施設の統合や廃止を原則として取り組んでまいります。既存老朽施設の維持管理費は、大規模改修工事には合併特例債を検討しておりますが、通常の場合においては公共施設整備基金の計画的な運用と行財政改革推進計画の受益者負担の適正化による無料施設有料化や使用料、手数料の見直しなどに基づいて財源の確保に努めてまいります。

次に、自治基本条例の制定スケジュールについてでございます。自治体の憲法とも称されている自治基本条例は、市民自治を基本に市民参加や行政運営など自治体としての基本的なルールを定めるものでございます。自治基本条例を制定することによって、名寄市が市民参加による協働のまちづくりを進めるためにどのような原則でどういう制度、仕組みで行うかが明確になるわけでありませう。昨年11月、自治体の運営に関する基本的な事項についての理解を深め、市民と行政との協働のまちづくりのための考え方や仕組みについて調査研究のため中堅職員21名による庁内検討部会を設置いたしました。現在までに7回この部会を開催しておりまして、職員が考える自治のあり方について議論をしている状況であります。今後は部会から庁内に波及する効果を含めて、市の自治基本条例制定に臨む準備や環境整備を図りたいと考えております。

自治基本条例制定に当たっては、策定経過が重要と考えております。自治体の憲法との位置づけからも市民の皆さんにしっかりと策定過程も含めて参加をいただいて、多くの市民がかかわった条例だからこそ、この自治基本条例、実効性が高まるものと考えております。平成19年度には公募による市民や学識経験者で市民検討委員会を設置し、策定に向けた検討を開始いたします。多くの市民の皆さんの意見をいただくなどして、策定に向けてさらなる展開を図っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、窓口ワンストップサービスの取り組みについてお答えをいたします。市民の行政に対する

ニーズは複雑多様化し、事務事業も年々増加している現状にあります。このような中で、効率的で常に市民に満足度の高いサービスを提供し続けるにはどのような組織機構が求められ、適しているのか、行財政改革実施委員会等において検討を行ってきたところであります。市民にとって望ましい窓口サービスとは、迅速、正確、公平、公正な事務はもちろんのこと、利用する市民が便利でわかりやすい、各種の手続の申請を1カ所あるいは一回でできるようにするワンストップサービスについても行財政改革実施委員会の中で具体的な推進項目に掲げ、検討しております。基本的には住民基本台帳上の住所の異動関係届け出をシステム化し、その届け出によって市役所関係すべての届け出が完了することが望ましいと考えております。しかし、その適用範囲が法律に規定のない各種届け出もあるわけございまして、これらに適用させることが可能なのか、またそのことによって高い個人情報保護基準をクリアできるのかなど、運用面で課題も残っているところであります。現在新名寄市行財政改革推進計画の実施項目として職場協議をしておりまして、19年度には簡素で効率的な行政運営をするための手段としてワンストップサービスの具現化の取り組みを進めます。庁舎の構造上の問題もあるわけございまして、市民が多く足を運ぶ名寄庁舎市民課関係業務及びごみ等の生活環境業務については庁舎1階フロアに集合し、また職員が来庁者の健康状態に合わせた対応も可能とするなど、現状でできる範囲で対応をしてまいります。

次に、ボランティア制度についてのお尋ねがございました。ボランティアを市民にどう浸透いただき、推進を図るかについてお答えをいたします。ボランティアによる市民活動については、地域社会を支える大きな力としてこれからますます重要性が高まるものと考えております。私は、行政と市民の信頼関係によるお互いの役割を分担しながら、協働してまちづくりをしていくこと、これが

今後ますます重要になってくると認識をしており、これを基本にしながら、ボランティアに参加する市民の意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

現在福祉や教育、地域活動などさまざまな場面でボランティアが活躍をされております。今後団塊の世代等の高齢者の方々が地域社会の重要な担い手として多様な個人の能力をボランティア活動に奉仕をしていただけることを期待をしているところでございます。今後は、市民にボランティア活動を広げ、浸透させ、推進するために、ボランティア活動に対する情報提供、情報収集、相談の場づくりなど、制度の導入についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に、行財政改革について、公債費の管理による財政健全化についてのお尋ねがありました。国は、20年ほど前になりますが、昭和63年から平成元年にかけて、ふるさと創生基金1億円の全国自治体一律交付という政策を打ちました。その後地方でできることは地方でということも含めて、地域総合整備事業債を活用した地方単独の普通建設事業を積極的に支援、推進をしてきたわけであり、バブル経済の破綻後、平成12年度の地方分権一括法、平成13年度の骨太の方針からさまざまな国の構造改革が急速に進展し、地方交付税の大幅な削減も伴い、人口規模の小さな市町村ほど歳入が激減をしました。景気が回復しても地域間格差が拡大し、財政力の二極化が進み、過去に借りた公債費の償還財源が確保できない市町村も顕在化しております。

名寄市は、本年度に公債費負担適正化計画、平成18年から24年までの7カ年というところでありますが、これを立てて、実質公債費比率を18%以下にするべく取り組んでおります。国は、平成19年度地財対策の公債費負担の軽減対策について、平成19年度から3カ年で5兆円規模の公的資金の繰上償還を補償金なしで認めることになり、繰上償還財源は必要に応じ民間等資金による

借換債の発行ができることになりました。繰上償還の条件等は、合併、財政力、実質公債費比率等で対象団体が絞り込まれ、5%以上の金利の地方債が対象になります。今後につきましては、6月以降の補正予算で対応させていただくことになります。財政健全化の推進には公共施設の建設をとめると公債費等指数は改善をいたしますが、現実的ではなく、住民ニーズが高く、必要かつ適切な事業の選択と公債費の管理が重要になります。過大な負の遺産を次の世代に残すことがないようにしっかりと心がけ、市民と協働でまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、収支不足による調整財源についてお尋ねがございました。平成19年度における収支不足の調整は、財政調整基金2億8,700万円、公共施設整備基金1億5,000万円、地域福祉基金1億3,000万円、大学振興基金1,000万円、合わせて5億7,700万円基金に依存することになりました。財政調整基金以外は特定目的基金ですので、それぞれの基金の目的に沿った事業に充当いたしました。基金全体の取り崩し額は5億9,281万4,000円であります。昨年12月18日開催の議員協議会に報告をいたしておりました中期財政計画の6億3,580万円に比べますと5,880万円ほど減額になっておりますが、依然高い数値になっております。

今後の基金を活用した行財政運営の展望につきましては、合併で顕在化したそれぞれのまちづくりの歩み、手法に開きがありまして、できるものから着実に見直しを進め、基金への依存度を下げたいと考えております。合併による組織のスリム化等の歳出削減効果、実際に大きく効果が出てまいりますのは平成23年度以降と試算しております。少子高齢化の中で収入が減り続け、行政ニーズがふえ続けることに対応するためには、提供できるサービスの範囲と行政と地域住民との役割の調整を図り、さまざまな分野で大胆な発想の転換による歳出見直しが急務と考えております。

なお、収支不足が解消されない場合も基金の有効活用の一環として、当面の間年度を超えた繰りかえし運用も視野に入れた財政運営になるものと考えております。

次に、歳出歳入一体改革に対するお尋ねでございます。平成16年度から18年度までの3年間実施した国の三位一体改革、これは第1期というふうに押さえておりますが、国庫補助金負担金改革で4.7兆円、税源移譲は所得税から住民税へ3兆円、地方交付税改革は臨時財政対策債も含めて5.1兆円と国は言っております。三位一体改革については、地方交付税が予想以上に削減され、景気回復に伴い一部の大都市の税収が大きく伸び、地域間格差を拡大させ、財政力の二極化が進んでおります。平成19年度からスタートする歳出歳入一体改革で、三位一体改革は2期目に入ることになりました。歳出歳入一体改革をめぐる政府与党折衝において、地方交付税の総額5年間凍結の案が一時浮上いたしました。その後地方六団体、全国市長会も含めて猛反発があり、国側が撤回をしたわけであります。しかしながら、歳出歳入一体改革では基礎的財政収支の黒字化を2011年、平成23年度に達成すると、このようなことから財源不足は16.5兆円と見積もられ、そのうち最大14.3兆円を歳出見直しで対応することとなっております。地方分権に寄与する内容が希薄になり、新型交付税の導入、頑張る地方応援プログラムの導入など国の財政健全化、歳出削減、交付税の補助金化などが見え隠れしております。今後も国の関与を少なくする地方共有税により交付税の財源保障機能が充実され、地方分権が促進されるよう地方六団体と連携をしてみたいと考えております。

次に、新行財政改革推進計画の策定に当たって平成18年9月に職員756名を対象に行財政改革に関するアンケート調査を行っております。業務の改善、あるいは組織のあり方等、職場の課題全般にわたり502名の職員より回答をいただき

ました。その結果や合併前の両市町の行財政改革の未実施分、旧風連町行財政改革検討委員会の答申などを踏まえて、平成18年11月に庁内で組織しております行財政改革推進計画策定委員会において素案を策定いたしました。素案については、平成18年12月から平成19年1月にかけて全職場で職場会議を開催いたしました。7割に近い職員が参加し、行財政改革の個別推進課題などについて積極的な意見、提言をいただいております。この意見、提言につきましては、今後の進行管理の中で反映させていくと同時に、貴重な意見として各職場においても活用していくよう取り組みを進めてまいります。

次に、歳入確保についてお答えを申し上げます。今回策定をいたしました推進計画の基本方針として健全な財政運営を目指してありまして、歳入の確保は効果的な歳出の実行などを推進事項として取り上げております。歳入の確保については、遊休財産の有効活用や売却、収納率の向上、滞納整理や受益者負担の適正化などを明記しておりますが、特に公共物などへの有料広告の掲載、新税や適正な税負担のあり方など課題についても早急に検討を行い、一定の方向を示していきたいと考えております。

次に、市民の視点による評価の仕組みづくりについてであります。今回の新行財政改革推進計画は、平成18年度から平成23年度までの6カ年としております。推進体制につきましては、庁内に計画の進行管理を行う行財政改革推進委員会と調査研究を行う行財政改革実施委員会を設置しております。また、市民からの評価についても市民を代表する委員会などへ毎年報告をし、新たな提案や意見の具申を受けてみたいと考えております。

次に、大型店出店についてお尋ねがございました。平成18年5月にまちづくり3法の一つであります改正都市計画法が成立し、1年半後のことし11月に施行となります。これらの内容等につ

きましては、さきの議員の答弁にもお答えをしているものであります。北海道は、昨年7月に大規模集客施設の立地に関するガイドラインの策定等がありました。お尋ねのようにポスフルが徳田の農地を一定規模予約契約をしているというような情報については接しておりました。しかし、それらの以降の動きがしっかり情報収集ができなかったということもあり、また北海道の大規模集客施設の立地に関するガイドライン、あるいは改正都市計画法等の動きの中で立地が難しくなったのかと、このような判断をしておりまして、このことが御指摘のように対応のおくれにつながっていると率直に反省をしているところであります。結果として、昨年12月下旬にポスフルから出店の意向が示されました。これらの対応については、さきの議員にもお答えをしておりますが、名寄市の新総合計画の中で市街地の形成についてはこれからの人口等も含めてコンパクトな市街地の形成、中心市街地のにぎわいをつくると、こういう方向でございます。商店街が中心になって市街地をつくり上げてきているわけございまして、これらが衰退、崩壊につながるということについては、当然私どもとしてはしっかりとした対応をしていかねばならないと、このように考えておりまして、御理解を賜りたいと存じます。

市民合意の形成についてお尋ねがございました。昨年12月のポスフル出店意向が示された以降、経済圏を同じくする商工会長、市町村長を含めての会議を1月に開催をしておりまして、この中で各種の意見交換をさせていただいたところであります。郊外大型店の出店の反対取り組みにつきましては、民間ベースで出店問題対策協議会が動いておりまして、これらと連携を図りながら対応をまいりたいと、このように考えております。都市計画特別用途地域の決定の関連につきましては、3回の市民説明会を開催させていただき、さらには先月の23日に徳田地区の利害関係者の皆さんにも対応させていただきました。今月の23

日の日程につきましては、公聴会を予定しているところであります。これらを含めて、この市民の意見を反映をした取り組みをまいりたいと、このように考えております。都市計画の変更等につきましては、北海道との事前協議を今行っているところでありますが、これらの計画案については2週間市民縦覧の期間という日程配置を行い、そしてこれらを経過した中で名寄市の都市計画審議会、北海道の同意を求める取り組みが必要でございまして、都市計画の決定をにらみながら日程を検討しており、議会、市民の皆さんの理解をいただけるよう、今後も公募等に鋭意努めてまいりたいと考えております。

次に、既存商工関係者の経営努力、あるいは商工業の振興策についてお尋ねがありました。今回出店計画のあるポスフル名寄店の延べ面積の関係では、まだ説明会等の数字、あるいは私どもが聞き及んでいる数字に若干の動きがあるようでございますが、このことによって市内の全店舗面積が徳田地区にまさに一極集中をすると、こういうことになるわけでございます。中心市街地活性化基本計画を平成12年5月に策定をしておりますが、TMOの設置、あるいはこれまでアーケードの大改修や、あるいは街路灯、カラー歩道、融雪槽、ポケットパーク、ポイントカード事業など取り組んでおります。このことが市民の協働によって進めることができたというふうにも考えております。平成19年度からの新名寄市総合計画において快適な住居環境のための都市機能の集積を行い、中心市街地のにぎわいづくりに向けて具体的には店舗事務所の近代化事業、コミュニティー事業、バスターミナル、コミュニティーホールなどを含めた複合交流施設など、魅力ある市街地の形成やコンパクトシティーの考え方を取り込んでおります。中小企業活性化基本計画の見直しを行うとともに、中小企業振興条例の周知を行い、商工会議所、商工会ともに活発な事業展開が行えるよ

う各種事業の推進に努めてまいります。

次に、中心市街地の活性化の施策をさらに進めるべきというお話をいただきました。中心市街地活性化の基本計画の見直し作業を進めてまいりましたが、本計画につきましては中心市街地活性化に関する法律に基づき作成されるものでありまして、作成に当たっては商工会議所が中心となって組織する中心市街地活性化協議会の意見を聞くことになっております。十分連携を図りながら、基本計画の策定に努めてまいります。また、これらの事業実施に当たっては、商店街振興組合や任意組合と一緒に動きをつくってまいります。

中心市街地活性化施策の推進につきましては、中小企業振興条例の周知をしっかりと行っていく必要があります。平成19年度において中小企業の新たな支援策として、チャレンジ支援事業を創設いたしました。内容は、新たな投資により事業展開をする場合の新規創業支援事業、既存の事業者がほかに異なる事業展開をする場合の第2創業支援事業、店舗の新築、増改築事業を行う場合の店舗支援事業を行うものでございます。また、建設産業の振興と雇用の安定という視点から、住宅リフォーム促進助成事業を創設したところでございます。各種支援事業について理解をいただくことが一層の活性化に結びつくものであります。商工会議所、商工会と十分な連携をとりながら、事業の推進を図ってまいります。

次に、農業関係についてお答えを申し上げます。新産地づくり交付金の配分の基本的な考え方です。現行の産地づくり対策は、旧名寄、旧風連の一市二制度で対応しておりますが、平成19年度からスタートする新産地づくり対策につきましては、一市一J Aの体制が整っていること、さらにはスケールメリットを生かした産地強化を図るため、両地区の一本化を図り、名寄市一制度の方針で対応してまいりました。検討協議につきましては、これまで地域懇談会や生産部会等の御意見を伺い、合意形成を図る中で進めてまいりまし

た。最終案は3月2日開催の名寄市農業振興対策協議会の会議で決定をいただき、早速3月5日に地区代表者に対し説明会を開催してまいりました。

新制度の構築に当たっては、両地区の制度の検証をもとに両地区の特徴を考慮しながら、是々非々の論議を重ね、廃止、継続、見直し及び新規対策の視点で作業を進めてまいりました。特に旧名寄における農地流動化対策や販売促進活動、旧風連における振興作物の生産振興対策については評価し、内容を見直し、継続をすることになりました。新対策については、現対策に対し98%程度の交付額を見込んでおり、重点対策として担い手育成対策としての担い手への加算措置と農地流動化への支援を、売れる米づくり対策として加工用米への支援を、生産振興対策として振興作物への支援を盛り込んだほか、食の安全、安心推進や販売促進の対策を講じることとし、麦、大豆に対しては作付ウエートが高く、畑作物振興策として支援を講じるほか、品質向上対策として数量助成の加算を講じることといたしました。新産地づくり対策は、平成22年度の米づくりのあるべき姿に向けてを旨とし、平成21年度までの対策で名寄地域の水田農業ビジョンの実現に向けて推進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目5、教育行政執行方針についてお答え申し上げます。

まず初めに、風連高等学校の今後のあり方につきましては、昨年6月定例会以降議会におきましても多くの議員の皆様から御質問のあったところでございます。御案内のとおり、道教委では昨年8月に新たな高校教育に関する指針を策定し、平成20年度以降の望ましい高校配置について3間口以下の高校を原則統廃合の対象とする基本方針を示しました。このことを受け、名寄市教育委員会といたしましては、総合計画にかかわる地域懇談会や中間報告会、その他の機会を通して風連高

校に対する市民の意見を聞くとともに、風連高校の存続とその見通しについて道教委と懇談を重ねてまいりましたが、明るい材料が見当たらない状況で推移してまいりました。このような中、今春の高校入学者の出願状況では、ただいま中野議員からお話がありましたように風連高校への出願者数は4名となりました。この数は、議会における議論などを通し、風連高校の置かれた状況を受験生や保護者が冷静に受けとめた結果と思われるわけではありますが、風連高校存続は極めて厳しい局面を迎えたものと判断しております。

教育委員会といたしましては、市民の皆様とともにこのような厳しい状況を改めて認識するとともに、誤りのない見通しを持ち、名寄市としてベターな方策を道教委に提言していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、社会教育施設の使用料見直しと指定管理者制度導入の基本的な考え方についてお答えいたします。社会教育施設の使用料もしくは利用料につきましては、名寄地区と風連地区に差異がございます。風連地区におきましては、旧風連町時代の平成15年10月1日からすべての公共施設の有料化を行っておりますが、合併後の利用者に対する急激な変化を避ける意味もあり、合併時に名寄市風連地区施設使用料徴収条例を制定して、風連地区のすべての公共施設の使用料金を規定し、現在に至っております。この間風連地区のスポーツ施設におきましては、名寄地区の市民の方々の利用も増加しており、同類の施設で使用料もしくは利用料に差があることは好ましくありませんので、両地区のそれぞれの施設の使用料等を精査し、全体の見直しを含めて検討してまいりたいと考えております。

また、旧名寄市の主なスポーツ施設は、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしました。今回着手する使用料の見直し作業に合わせ、指定管理者が導入されていないスポーツ施設やその他の社会教育施設でも設置の目的を見失うことなく、

民間の能力を活用した市民サービスの向上を図るとともに、行政経費の削減を図ることができるかどうかについて今後検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） それぞれ答弁をいただきましたけれども、何点が再質問をさせていただきたいと思います。

初めに、市民憲章の部分でございますけれども、それぞれ各種行事、あるいは印刷物というようなことで市民に浸透をさせるというような状況でございますけれども、こういった大きな市民憲章という部分は、家庭でのそういった理解といいますか、家庭で広めるというのが一番大事だというふうには私自身も考えるところでございまして、印刷物の配布というようなことを答弁にいただいているところでございますけれども、この部分についてはやっぱりただの紙ではなくて多少経費がかかってでも、余り大きくなくて、ちょっとしたところに家庭の中で張って、常にそういったものが毎日朝晩目につくというような形の中で親しみのある名寄の市民憲章を市民に浸透させていただきたいと思うところでございます。

また、事務事業の部分については、年度ベースという部分についてはなかなか難しいというふうには私自身今の答弁の中で受け取ったところでございますけれども、3カ年ローリングという中で、やはり総合計画が立ち上がって、前期5カ年の中でどんな事業が組まれて、行われるのかという、10年、20年というふうになりますとなかなか難しい部分ですけれども、せっかくできた総合計画の中で、やはりそこは3カ年部分はきちっと精査をして、市民に知らせ、そして3カ年の中ではこういった投資的事業が行われるのだというふうな部分は市民理解を得て、その中でローリングされた部分はまたさらにきちっと説明責任を果たしていくという、すべてがそのとおりにというのは

なかなか難しいというのは私自身も理解をします
ので、その部分について改めて答弁をいただきたい
と思います。

2番目の行財政改革の部分なのですけれども、
堅実財政というふうな部分なのですけれども、本
当に今日までの島市政というのは、旧名寄時代か
ら堅実的な財政を進めているというふうに非常に
高い評価を得ているというふうに私自身は感じて
いるところですが、ただ今回の中期財政計画の
部分については、なかなか歳入がないという
か、歳入確保が難しいという中で基金をほとんど
使い果たすという、先ほどの質問の中にもあつた
のですけれども、それが本当に健全財政かという
ふうな部分でして、3万市民の目から見たときに
そこをどう理解してもらうかという、当然シミュ
レーションというか、中期財政計画の中では23
年からは好転するというふうに出ているのですけ
れども、ここをしのぐためにもう少し詰めたとい
いますか、行財政改革に一步踏み込んだ、当然職
員給与は既にやっているわけでございまして、そ
の他の部分でさらに住民理解を得ながら財源確保
を得るなり、経費的な部分を縮小するという部分
を、やはりここは我慢するところはしなければなら
ぬという部分だと思いますので、余りにもちょ
っと楽観過ぎてと言ったら失礼な言い方かもしれ
ないのですけれども、基金を使い果たしてしまう
という部分については私自身ちょっと疑問という
か、納得ができない部分でございますので、改
めてこの部分に市長の答弁をいただきたいと思
います。

進行管理という部分については、市民委員会を
立ち上げてというようなことでございますので、
この部分は市民からの総合計画の進行管理を得
るという部分では100人の委員会がそのまま全
員に評価してもらうというふうにならないと思
いますし、そこを絞り込んでということでござ
いますので、既にもう4月から新事業に入ると
いうことでございますので、11月や12月にな
って委員を選任して、評価をいただくという
ふうにはなら

ないと思いますので、やはりこれは早い時期
に人選をしていただいて、4月の段階からそれ
ぞれの評価する項目ですとか場面というよう
なものもしっかりとお願いする方々にやっぱ
り説明をしていくべきだと思っております。

また、進行管理の部分については、外部評
価という考え方があるのですけれども、過去
に旧名寄市においては外部評価システムを取
り入れたという経緯もあるようでございま
すけれども、その辺の部分について、外部
評価という部分を今後の部分ではどうい
うふうな考えをされているか改めてお聞
きをしたいと思います。

次に、大型店のポスフルの関係でござ
いますけれども、答弁の中に行政として
のおくれがあったというふうな答弁を
いただいたわけですが、やはりこの部
分はしっかり市民にわびるところは
わびて、経過という部分の中でその
説明はしていただきたいというふう
に思っているところでございます。
けさもチラシ等ではポスフル歓迎
条件つきというようなチラシも入
っているような状況でございますし、
賛否両論は当然あるわけでござ
いますけれども、我々議会としては、
やはり議員として私自身も20年、
30年後のまちづくりというものを
考えながら、しっかりした判断を
して、住民の負託にこたえた結論
を私自身も出していかねばなら
ないというふうにございます。

あわせてこういった機会に、さら
に中心市街地の部分をどうする
かという部分がまた既存商店街
の方々が新たな気持ちという
か、本当にこのままではだめ
なのだという気持ちを再度新
たにしてるところだと思うので
すけれども、先ほど小野寺議
員からもありましたけれども、
町中という部分をどうい
うふうに、風連については
中心市街地という部分で
絵が大体でき上がるところ
なのですけれども、名寄の
中心市街地の絵づくりとい
うか、そういったもの、
将来に向けたものをどう
いう形につくり上げる
のだというものをやっぱ

既存商店街と商工会議所等とも議論をしながら、しっかりとつくり、示していくということが必要だと思っているところでございます。はっきりした情報かどうかはわからないのですが、町中にも大型店といいますか、そういったほかの店が進出するというようなうわさも聞いておりますので、やっぱりそこはきちっと既存商店街と行政との話し合いの中で、どこにどういったものを将来的につくり上げていくのだというものをきちっとつくり上げて、市民に示していくという部分が非常に重要だというふうに考えるところでございます。

農業関係の部分は、旧名寄、風連あわせた部分の中で一本化されたという部分については、非常に私もよかったというふうに考えているところでございまして、また新産地づくりの中で振興作物、野菜に重きを置いた産地づくりの配分になっているところでございますけれども、今どうしても農地の流動化に伴って大面積を持つという農家が非常に20町、30町クラスもふえてきているというような状況でございまして、どうしても麦、大豆というか、土地利用型作物に大面積になると走るという、走るというか、そういう作付しか選択もできないというような状況が結構出てくるというふうに私自身思うところでございまして、そういった部分については土地利用型作物については旧風連町時代よりは差が出るというような関係でございまして、そういったものを面積条件等を考えた中で2段的な配分というようなことも今後に向けては検討をいただきたいというふうに要望をしておきたいと思っております。

また、最後の高校の問題ですけれども、私自身も質問の中で申し上げたのですけれども、非常に難しいというふうなことは私も理解するわけでございまして、今日までの高校の実態の部分では地元からの進学率というのが非常に問われるというふうな部分の中で地元がゼロというような形で、非常に残念な状況なわけでございますけれども、

ここはもう私自身というか、風連クラブでも話している経過もあるのでございますけれども、やはり一定の方向をもう教育委員会として出すべきだというふうには私は考えるところでございまして、さらには一定の方向を出したときにはまたその跡地の利用といった部分でも当然道教委にお願いするなり、どうするなりという部分もまた出てくると思うわけでございまして、ここまできた中でまだキャンパス型、もしくは市立というふうな今日までの話があったような形に向けての努力というのは、存続というのはもう困難だというふうに私自身は理解をしているところでございまして、改めて教育長の見解を伺いたいと思っております。

また、社会教育施設については、有料化という部分で旧風連町においては非常に慎重な議論をした中で社会福祉施設とあわせた有料化というふうに現在行われているわけでございますけれども、5年間は特例期間をしいているわけでございまして、その中で使用料の変更というふうになりますと、どうしても住民というか、地区住民からの反発の声というような形も出てくるかと思っておりますので、どうかこの部分はまだ4年間、今年度含めて4年間あるわけでございますので、そういった中で慎重な議論をしながら、名寄との統一というふうな形をとっていただきたいというふうに改めて要望をしておきたいと思っております。

以上、再質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 市民憲章が各家庭でもしっかりと意識、認識をされるようにという御提言をいただきました。同感でございます。ぜひ家庭で、家族の皆さんにも理解を深めるような取り組みに検討させていただければと思っております。

総合計画の事業年次別の割りつけについては、どうしても国や北海道の補助金等の導入も含めて、事業計画をする際には名寄市だけの財政計画が調整を余儀なくされるということがございます。しかも、単年度でやれるものと分割できるものと、

このような事業も性格のものがあるわけでご
ざいまして、これらについては現在は普通会計規
模でいいますと年度の財政規模180億円前後の
内容の中で一定の対応をしていきたいと、こんな
ふうに考えているところでございます。

財政運営の中で、基金の運用についても御指摘
がありました。平成19年度の予算もできること
であれば基金に依存をしない予算にしたいとい
うことで、相当内部協議もさせていただき、予算の
査定の中でも担当する職員とも議論をさせていた
だきました。しかし、合併協議の事業等もありま
すし、こうしたことについては一定の時間を使い
ながら、しっかりとした財政シミュレーションを
する中で答えを出していきたいと、こういうふう
に考えているところでございます。特に財源の捻
出については、新税等を考えようとしても本市に
おいては余りそうしたものに対する期待が難しい
と。したがって、節減をする予算の執行の仕
方ですとか、あるいは体制、サービスを行う体制
の仕方等について特に市の行政機構も含めて、職
員の配置等も含めて大きなウエートを占めている
のではないかと、こんなふうに思っております。こ
れからの団塊の世代の職員の定年を迎える年代
層もあるわけですが、こういう退職時に
しっかりと行政の仕組みを再構築していくと、
こういうことで市の皆さんに理解を求めていこう
と、こんなふうに思っております。これらにつ
いては、議会にも市民の皆さんにもしっかりと
説明をしながら、対応してまいりたいと、この
ように考えているところでございます。

また、この種の進行管理では、市民の皆さんの
しっかりとした参画をいただく中での評価とい
うお話もございました。これらについては、今ま
でも申し上げておりますけれども、総合計画を策定
をしていただいた審議委員会を中心にして、その
ような市民委員会の設置等に取り組んでまいら
ないと、こんなふうに考えております。

大型店の出店の関係では、一部未確定情報です

が、中心市街地に近いところで事業展開を
したいという、そういう情報もあるわけ
でございます。そうしますと、名寄市の商
圏というのは名寄市民が見ているのと、
そういう業界の皆さんが他の地点から
見ているのでは違いがあるのかどうかと、
こういうこともしっかり検証しなければ
ならないというふうに思っておりますが、
この改正まちづくり3法でもすべてだ
めということにはなっていないわけ
であります。郊外地区における大規模
の店舗についての規制等があるわけ
でございますが、そういう総合調整
というのが求められるということ
でありまして、商店街連合会や商
工会議所とこれらの情報収集を
しっかりと進める中でそうした
ものに対して基本的なスタンス
というものをしっかりとつく
っていくと、こんなふうに
考えております。

ポスフルの関係については、さきの議員の御
質問にもお答えをさせていただきましたけれども、
率直におわびをするところはおわびをしながら、
基本的な考え方等について市民の皆さんに理解を
いただく広報活動をしっかりと進めてまいりたい
と、こんなふうに考えているところであります。

また、これらに対して既存の商店街の再構築
というものが、現在の名寄市の商店街の街区
構成というものは、他の診断等もいただ
いているわけですが、人口七、八万まで
対応できるような商店街の街区構成と。
ですから、それは50年前、40年前に
期待を込めてそういう発展をしてきた
経過があるわけですが、このような少
子高齢社会の進行というのが予測を
されない、あるいは車社会の進行とい
うものが予測されない状況での商店街
の構成になっているわけございま
して、こちらについては相当大胆な
発想の転換をしないと、現在シャ
ッターがおりているところを上げ
ようということだけでは対応し切
れないと、こんなふうに考えて
いるところであります。現在国から
財政の支援というメニューも出て
きているわけですが、これらにつ
きましては協議会の中でしっか

りとした年次目標を設定をしての事業ということになっております。それだけに既存の事業の方、あるいは名寄における事業展開を予想される人等も含めてのしっかりとした計画づくりが必要というふうに認識をしております。

農業の関連につきましては、非常に平成19年度が国の農業政策で大きく転換をしている中で農業・農村振興計画をつくっていただきました。策定に当たりましては、関係する部会の皆さんにも大変精力的に取り組んでいただいて、現在の制度の中でとり得るべく英知を結集した計画と、こんなふうに思っております。担い手から外れる農業者の農業振興計画はどうやればいいのかと、このようなことも含めて議論をしているところであります。また、一方では日豪のFTAの交渉等が非常に北海道農業への影響が大きいと。過日の音更、十勝の方では3,000人規模の大集会を開いたということであります。私どもも上川では1,500人規模の集会を開いて、関係機関に決議等の要請行動を行っているわけでございまして、先日もオール北海道でこれらの対応について国の機関に直接行動をしている情報にも接しております。そのような外からの外圧と申しましょうか、あるわけでございますが、与えられている土地条件、あるいは気象条件を生かした名寄市の農業・農村振興計画をしっかりと実現性の高いものに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私の方からは、風連高校と、それから社会教育施設のことについてお答えを申し上げます。

まず初めに、風連高校のことについての再質問でございます。御案内のとおり今まで風連高校の存続の可能性につきましては、さまざまな角度から検討を進めさせていただいたところでございます。一つは、産業キャンパス型高校の可能性と。それから、一つには普通科同士の地域キャンパス型の可能性とか、それから三つには中高一貫教育

ではどうなのか、また四つ目には市立の高校としてはどうなのかと、こういうことについていろいろと議員の皆様とも御議論を重ねてきたところでありますが、これらについては大変難しい状況にあるということで皆様にもお話ししてきたところでございます。そういう中で、きょうは高校入試の日でございます。風連高校出願者4名、4名がきちっとそろって受験してくれていればいいなど、こう願いながらいるわけでございますが、こういう中で4名という出願者になってしまったということございまして、こういう中で今後どうするかということでございます。ただいま中野議員の提言にもございましたように、条件闘争と申しましょうか、そういうことが誤解を招くのであれば、新たに選択肢として跡地利用なども含めた考え方をやはりしていく必要もあるのかなと、こんなことを私自身考えているところであります。風連高校は、御案内のとおり19年前に校舎改築がなされました。しかし、使い方がよろしかったのでしょうか、皆さんも御存じかと思いますが、中は大変きれいで、しっかりとした建物でございますし、作り方は1学年2クラス用にできております。それから、特別教室も数多く設置されているということでございまして、そういうことが校種がえ使用というのでしょうか、高校から例えばほかの校種で使用することが可能なかどうか、このことも含めてやはり早い時期に道教委にもその可能性をしっかりと確かめる必要があるのかなと、こんなふうに考えているところであります。私の予測では、6月には道教委で新しい指針が示されると、こんなことを予想しておりますので、やはりそれ以前に今のような選択肢も道教委にしっかりと確認して、場合によってははっきりと発信することが将来ベターな方向に向かうのではないかと、こんなことも考えているところであります。ある地区では存続にかかって道教委と地元とが最後まで折り合いがつかず、結局後校舎利用についても全く現在も進展がないままと、場合によって

はそのまま取り壊してしまうのではないかと、こんな情報も聞いているところでございまして、そんなことにはならないようにしっかりとした考えを持っていきたいものだと、こんなことを考えているところでございます。

次に、2点目でございますが、社会教育施設の使用料の見直しにつきましては、ただいま慎重に検討していただきたいというお話がございました。指定管理者制度のかかわり、指定管理者とのかかわりもございまして、早ければ新年度中に教育委員会としての考え方をまとめていきたいかと、こういうふうを考えているところでありますが、ただいまの御意見のようにこれにつきましては拙速に陥ることなく、慎重に検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） それぞれ答弁をいただきまして、大変ありがとうございました。どうかことしの執行方針に沿って、あるいは新総合計画に沿いながら、19年度予算が住民負託にこたえて執行されますことを心から念願をするところでございます。

前段小野寺議員の質問が長かったようでございますので、私の質問はここで終わらせていただきたい。どうもありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 以上で中野秀敏議員の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれもちまして散会いたします。

御苦労さまでございました。

散会 午後 4時38分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名す

る。

議長 田中之繁

署名議員 駒津喜一

署名議員 谷内 司